

公益法人の会計に関する研究会

(第8回)

議 事 次 第

日 時：平成26年3月27日(木) 15:00~17:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 小規模法人の負担軽減策について
 - ・重要性の原則の適用項目の検討
 - ・事業費・管理費の算定方法
2. 小規模法人の定義の検討
3. 中間報告素案について

【資料一覧】

〈資料1〉重要性の原則の適用項目について

〈資料2〉小規模法人の事業費・管理費の配賦に係る検討

〈資料3〉小規模法人の定義の検討について

〈資料4〉中間報告素案

〈参考資料1〉公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

	【中小企業の会計に関する指針】	【中小企業の会計に関する基本要領】	＜公益社団・財団に関する論点＞	＜検討結果と規定案＞
対象	以下を除く株式会社 (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社 (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社 (*) 監査を受ける会社か否かがキーとなっている。	「指針」と同じ。 中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を想定	(1) 会計監査人設置法人か否かに関連付ける必要はないか？ (2) 監査の枠組みとの関連を検討する必要があるか？（一般目的・適正性、特別目的・準拠性）	必要はない。
方針	本来であれば企業規模に関係なく、取引の経済実態が同じであれば会計処理も同じであるべき。 しかし、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用を認める。 法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合 (1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると思われる場合 (2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合		「指針」と同様の考え方でよいのか？	小規模法人の会計基準を別途作成するのではなく、小規模法人における会計処理として原則に対する除外規定として規定する。
IFRSとの関係	これまで国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改訂を勘案している。	安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けないものとしている。		—
【主な各論】				
貸倒引当金	貸倒引当金は、以下のように扱う。 (1) 金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。 (2) 取立不能見込額については、債権の区分に応じて算定する。財政状態に重大な問題が生じている債務者に対する金銭債権については、個別の債権ごとに評価する。 (3) 財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。 (4) 法人税法における貸倒引当金の繰入限度額相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。	債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。	実務上の手間を考慮すると、「指針」のように債権を区分する考え方はなく、「要領」のように簡便化できないか？	記載しない。

	【中小企業の会計に関する指針】	【中小企業の会計に関する基本要領】	<公益社団・財団に関する論点>	<検討結果と規定案>
有価証券の 評価	・有価証券(株式、債券、投資信託等)は、保有目的の観点から、以下の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。 (1) 売買目的有価証券 (2) 満期保有目的の債券 (3) 子会社株式及び関連会社株式 (4) その他有価証券 ・有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、その他有価証券に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額(税効果考慮後の額(第61項参照))は純資産の部に計上する。 ・市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。	(1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。 (2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。 (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。 (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。	株式を多額に保有する財団は多いと思われるため、「指針」の規定に準じる方が適切と考える。	(運用指針附則 案) ○小規模法人における例外的な取扱い 満期保有目的の債券につき、償却原価法を適用しないことができる。

小規模法人の負担軽減

	【中小企業の会計に関する指針】	【中小企業の会計に関する基本要領】	＜公益社団・財団に関する論点＞	＜検討結果と規定案＞
棚卸資産の評価	・棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的に重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。この場合の時価は、正味売却価額をいう。 ・棚卸資産の評価方法は、個別法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。	(1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。 (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。 (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。 (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。	「要領」まで緩和することは妥当か？（公益社団・財団で棚卸資産を多額に保有する法人は少ないと考えられる。）	原則のまま、変更はない。
固定資産の評価	・固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり毎期継続して規則的な償却を行う。 ・圧縮記帳は、原則としてその他利益剰余金の区分における積立及び取崩しにより行う。 ・予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、取得原価を減額しなければならぬ。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。 ・ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。	(1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、著作権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。 (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。 (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。 (4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。 (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。 (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。	現行の「公益法人会計基準」の規定が妥当と考える。	原則のまま、変更はない。
引当金	・将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰り入れなければならない。 ・引当金には、貸与引当金のように法的債務（条件付債務）である引当金及び修繕引当金のように法的債務でないが将来の支出に備えるための引当金がある。	(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。 ・将来の特定の費用又は損失であること ・発生が当期以前の事象に起因すること ・発生の可能性が高いこと ・金額を合理的に見積ることができること (2) 貸与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。 (3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。		原則のまま、変更はない。
退職給付債務・退職給付引当金	・確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、年金数理計算に基づき算定した退職給付債務から外部拠出した年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。ただし、一定の場合には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便の方法）を適用できる。 ・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。	(1) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場 合においては、毎期の掛金を費用処理する。	退職給付引当金については、現行の「公益法人会計基準」の規定で問題ないと考える。	原則のまま、変更はない。

	【中小企業の会計に関する指針】	【中小企業の会計に関する基本要領】	<公益社団・財団に関する論点>	<検討結果と規定案>
税金費用 税金債務	・法人税、住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。 ・法人税、住民税及び事業税を算定するための課税標準は、税引前の当期純利益に対し、税法特有の調整項目を加算・減算することによって算定される。 ・法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。 ・消費税等については、原則として税抜方式を適用する。		「公益法人会計基準」において、特段の検討事項はないと考える。	原則のまま、変更はない。
税効果会計	・一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するときに課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。なお、一時差異に重要性がない場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。 ・繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上する。回収可能性の判断は、収益力に基づき課税所得の十分に基ついて、厳格かつ慎重に行わなければならない。		「公益法人会計基準」では重要性の原則が謳われているが、相対的な重要性でクリアーできないケースも想定されるため、課税所得や一時差異の重要性に拘わらず税効果会計を適用しないことを可とすることが考えられるが、妥当か？	（運用指針附則 案） ○小規模法人における例外的な取扱い 法人税法の収益事業に係る課税所得の額に係らず、税効果会計を適用しないことができる。
リース取引	・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未經過リース料を注記する。 ・リース料支払時には、元本と支払利息の支払いに区分する。	リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。	実務の煩雑性を排除することを目的として、「指針」の規定に準拠することが適切と考える。	（運用指針附則 案） ○小規模法人における例外的な取扱い ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することができる。
個別注記表	・会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。	(1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。 (2) 本要領に拠って計算書類を作成した場合に、その旨を記載する。	会社計算規則では、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表については、別表のとおり注記を要しない項目が規定されているため、これに準じた取扱い考えられる。	別紙参照
【今後の検討】				
資産除去債務	有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じるその有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければならない（会社計算規則第2条第3項第56号、第75条第2項第1号又、同項第2号）。また、企業会計においても「資産除去債務」に関する会計基準（企業会計基準第18号）が公表されており、原則として平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。		小規模法人の問題ではなく、「公益法人会計基準」全体の問題。	—

別表

会計監査人設置会社以外の株式会社 (公開会社を除く)の個別注記表		「公益法人会計基準」の運用指針における 「財務諸表に対する注記」の例示		附属明細書との関係		<検討結果と規定案>	
(注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×)		項目		項目		案	
項目		項目		項目		案	
①	継続企業の前提に関する注記	×	①	継続事業の前提に関する注記	×	(運用指針附則 案) ○小規模法人の取り扱い 継続事業の前提に関する注記につき、省略することができる。	
②	重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	②	重要な会計方針	○	—	
③	会計方針の変更に関する注記	○	③	会計方針の変更	○	—	
④	表示方法の変更に関する注記	○		【例示なし】	×	—	
⑤	会計上の見積りの変更に関する注記	×		【例示なし】	×	—	
⑥	誤謬の訂正に関する注記	○		【例示なし】	公益法人会計基準における取扱い？	—	
⑦	貸借対照表に関する注記	×	④	基本財産及び特定資産の増減額及びその残高	×でよい か？	⇒附属明細書 1. 基本財産及び特定資産の明細 財務諸表の注記に記載している場合には、その旨の記載をもって内容の記載は省略できる。 (端点) 小規模法人につき、注記を不要にした場合には、附属明細書での記載が必要となる。	原則のままでよい。
			⑤	基本財産及び特定資産の財源等の内訳			
			⑥	担保に供している資産			
			⑦	固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)			
			⑧	債権の償却金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)		⇒⑤～⑨、⑫については、個別の項目として例示列挙はないが、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。 (端点) ・小規模法人については、当該注記事項について、重要な事項ではないとみなしてよい。 ・⑥、⑨については、リスク情報として残したほうが良い。	(運用指針附則 案) ○小規模法人の取り扱い ⑤～⑨、⑫につき、省略することができる。
			⑨	保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務			
			⑫	基金及び代替基金の増減額及びその残高			

別表

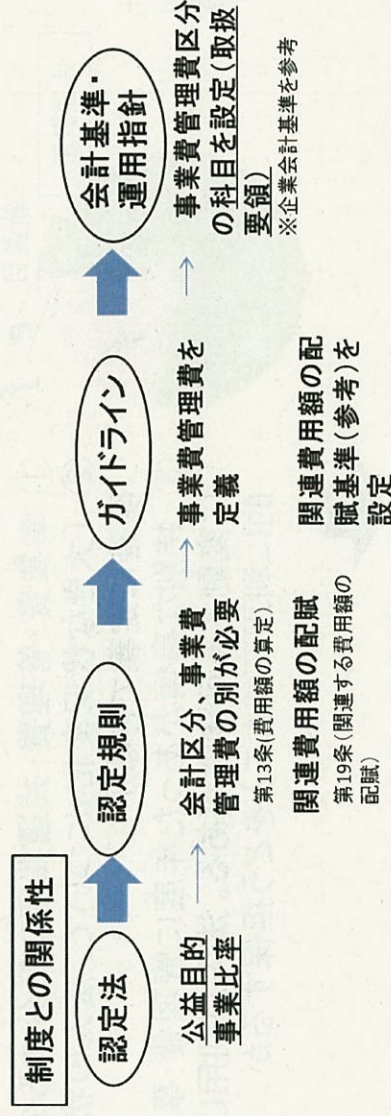
会計監査人設置会社以外の株式会社 (公開会社を除く)の個別注記表		「公益法人会計基準」の運用指針における 「財務諸表に対する注記」の例示		附属明細書との関係	＜検討結果と規定案＞
(注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×)					
⑧ 損益計算書に関する注記	×	⑪ 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高	×でよい か？	⇒⑪、⑬については、個別の項目として例示列挙はないが、損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。 (論点) 小規模法人については、当該注記事項について、重要な事項ではないとみなしてよい。	(運用指針附則 案) ○小規模法人の取り扱い ⑪、⑬につき、省略することができる。
		⑬ 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳			
⑨ 株主資本等変動計算書に関する注記	○	(NA)		(NA)	(NA)
⑩ 税効果会計に関する注記	×	【例示なし】	×		—
⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記	×	【例示なし】	×		—
⑫ 金融商品に関する注記	×	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	×		(論点) 償却原価法は適用しないことができるという規定を置くこととしたが、時価情報については、情報入手に困難さはないため、そのままとするか。 ↓ 簡便化する場合の案 (運用指針附則 案) ○小規模法人の取り扱い 満期保有目的の債券に内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益につき、注記を省略することができる。
⑬ 賃貸等不動産に関する注記	×	【例示なし】	×		—
⑭ 持分法損益等に関する注記	×	(NA)		(NA)	(NA)
⑮ 関連当事者との取引に関する注記	×	関連当事者との取引の内容	×		(運用指針附則 案) ○小規模法人の取り扱い 関連当事者との取引の内容につき、注記を省略することができる。
⑯ 一株当たり情報に関する注記	×	(NA)		(NA)	(NA)
⑰ 重要な後発事象に関する注記	×	重要な後発事象	×		(運用指針附則 案) ○小規模法人の取り扱い 重要な後発事象につき、注記を省略することができる。

別表

会計監査人設置会社以外の株式会社 (公開会社を除く)の個別注記表		「公益法人会計基準」の運用指針における 「財務諸表に対する注記」の例示		附属明細書との関係	＜検討結果と規定案＞
(注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×)					
⑮	連結配当規制適用会社に関する注記	×	(NA)	(NA)	(NA)
⑯	その他の注記	○	⑰ その他	—	—
			⑱ キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引	—	—
			小規模法人では該当ないと考えられる。		

問題意識

関連費用額の配賦については、公益認定法施行規則第19条において、「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」とされている。この「適正な基準」について、一定の小規模法人に過重な負担を課さない、小規模法人の「身の丈」に合った、実行可能な方策を何らかの形で示せないか。



考慮すべき点①

「適正な基準」については、公益目的事業比率算定の重要な前提となる。理論的には、簡易な方法の導入により、公益目的事業比率50%以上という認定基準の判定に影響しうる。

考慮すべき点②

- ・収益事業実施法人について、配賦の基準や方法を変更することは課税所得計算に影響しうる。また、課税所得計算上、調整計算が必要になる可能性がある。
- ・小規模法人の定義の方法によるが、そもそも大きな影響を及ぼすような法人は少ないのではないか。
- ・公益目的事業を行う法人のみ認める場合、合理的な理由の説明は可能か。

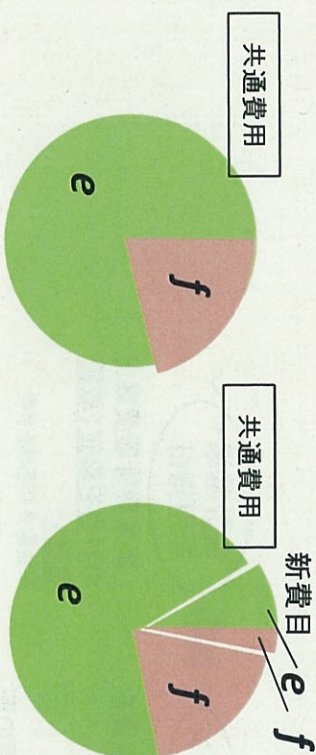
小規模法人の事業費・管理費の配賦に係る検討 2/2

案 「大きな状況変化」がない場合に、共通費用の配賦割合を申請時又は直近の年度に用いた割合を継続的に使用することを原則認めることとする。

申請時 or 直近年度 → 次年度報告

論点

- ① 事業費・管理費・共通費用に区分するのは法人の自己判断
- ② 「大きな状況変化」について、法人の状況が多種多様のため、明確に定義できるか
- ③ 特別な事情があった年度に管理費・事業費の比率が一時的に変動する可能性がある。法人が利用しようとする割合が継続的に利用可能なことをどう担保するか



✓ 「大きな状況変化」には、以下のような場合が考えられるか。

- 事業費の変動要因⇒変更認定が必要となる事業の変更のほか、規模の大きな事業の開始・廃止等の場合や経常費用の額に一定以上の変動があった場合
- 管理費の変動要因⇒例えば、事務所移転のあった場合や役員の人数変動があった場合

✓ ○ 周年事業の実施など一時的と考えられる変動の場合、どう取り扱うか。

- 原因となる状況の変化の終了後、元の割合に戻すこととするか。
- 継続使用する場合の設定に際して、一時的変動による比率の利用を避けるため、過去(2～3年)に遡って数値が安定していることを確認する必要があるか。

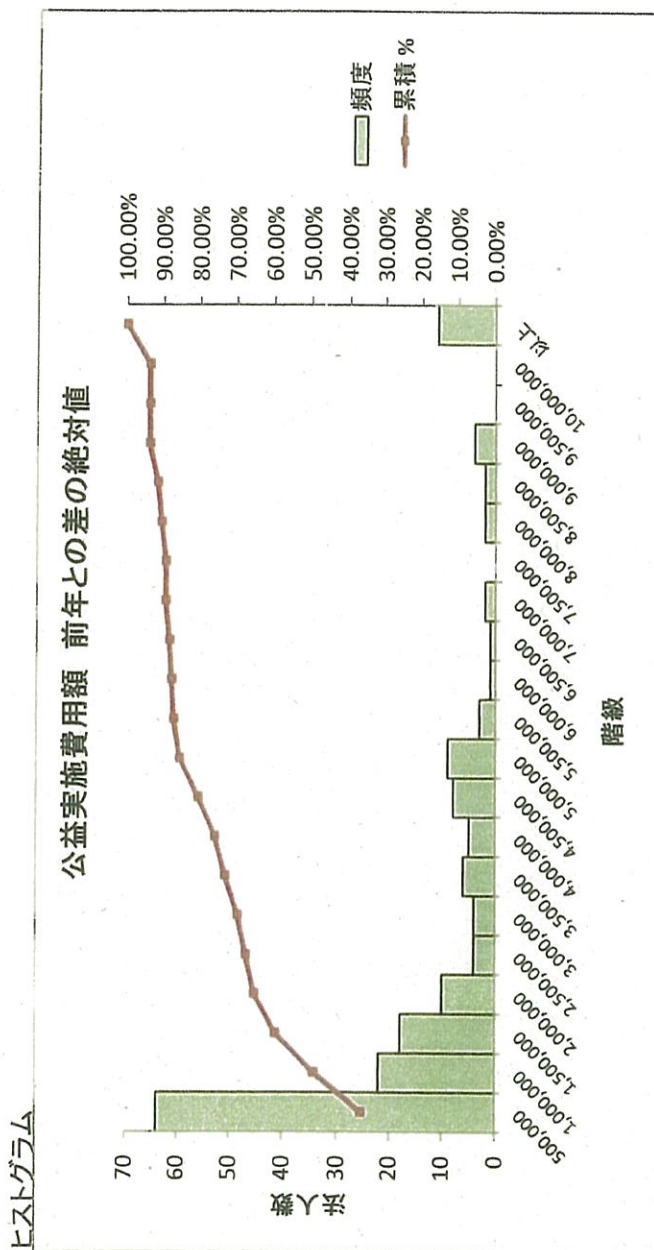
✓ 配賦割合の継続利用について、期限を設ける必要はないか(5年ごとに比率を算定しなおすなど)

2期変動額のグラフ

事業費、管理費の比率を一律みなすために、現状把握できる限りにおいて、事業費と管理費それぞれの変動額をグラフ化している。

POSSに財務情報が2年分登録されている公益法人が対象
176法人(公財 80法人、公社96法人)

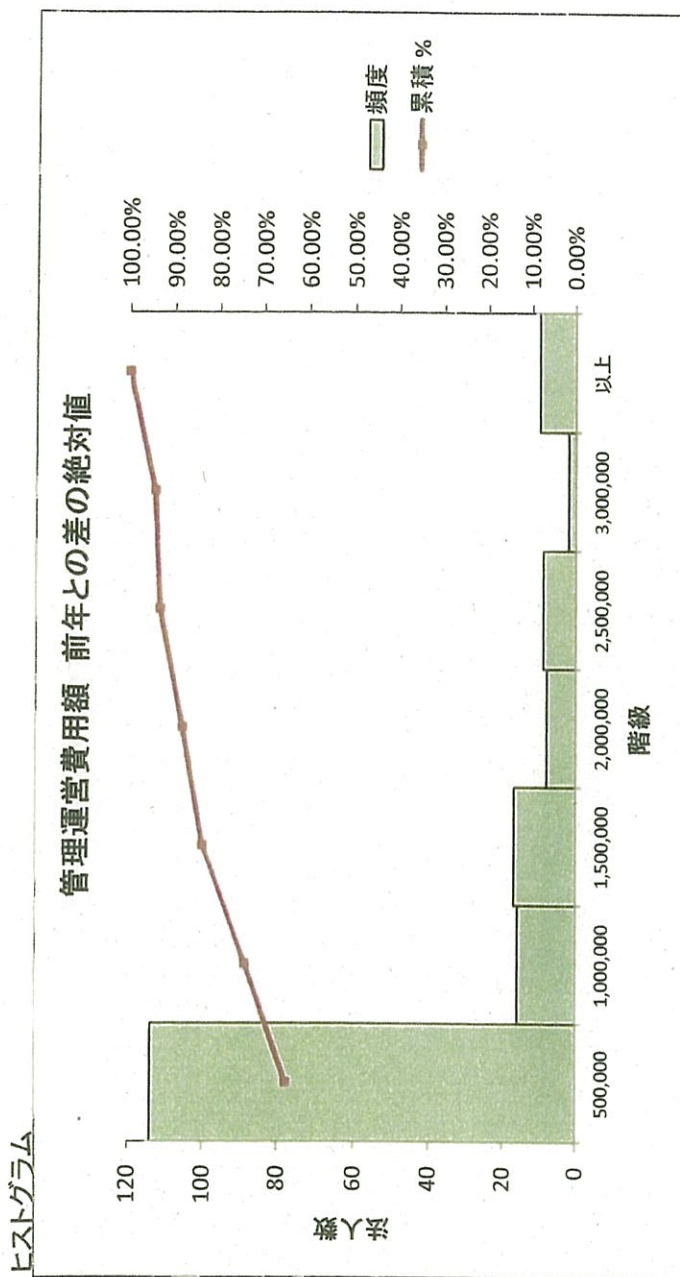
データ区間	頻度	累積 %
500,000	64	36.36%
1,000,000	22	48.86%
1,500,000	18	59.09%
2,000,000	10	64.77%
2,500,000	4	67.05%
3,000,000	4	69.32%
3,500,000	6	72.73%
4,000,000	5	75.57%
4,500,000	8	80.11%
5,000,000	9	85.23%
5,500,000	3	86.93%
6,000,000	1	87.50%
6,500,000	1	88.07%
7,000,000	2	89.20%
7,500,000	0	89.20%
8,000,000	2	90.34%
8,500,000	2	91.48%
9,000,000	4	93.75%
9,500,000	0	93.75%
10,000,000	0	93.75%
以上	11	100.00%
176		



POSSに財務情報が2年分登録されている公益法人が対象

データ登録されている当年分及び前年分の事業報告データから集計
公益実施費用額 前年との差の絶対値

データ区間	頻度	累積 %
500,000	114	64.77%
1,000,000	16	73.86%
1,500,000	17	83.52%
2,000,000	8	88.07%
2,500,000	9	93.18%
3,000,000	2	94.32%
以上	10	100.00%
	176	



POSSIに財務情報が2年分登録されている公益法人が対象

データ登録されている当年分及び前年分の事業報告データから集計
管理運営費用額 前年との差の絶対値

(小規模法人)公益法人の事業区分ごとの事業比率(実績)について

(公益財団法人)経常収益1000万円未満 かつ 資産1億円未満
187法人

※事業区分ごとの内訳

公益事業のみ行う法人 145法人
公益実施費用額平均: 11,619,946円
収益等実施費用額平均: 0円
管理運営費用額平均: 1,460,404円
上記平均の公益目的事業比率 88.8%

収益事業、その他事業を行う法人42法人
公益実施費用額平均: 8,718,032円
収益等実施費用額平均: 1,738,491円
管理運営費用額平均: 1,434,454円
上記平均の公益目的事業比率 73.3 %

(公益社団法人)経常収益1000万円未満 かつ 資産2,000万円未満
250法人

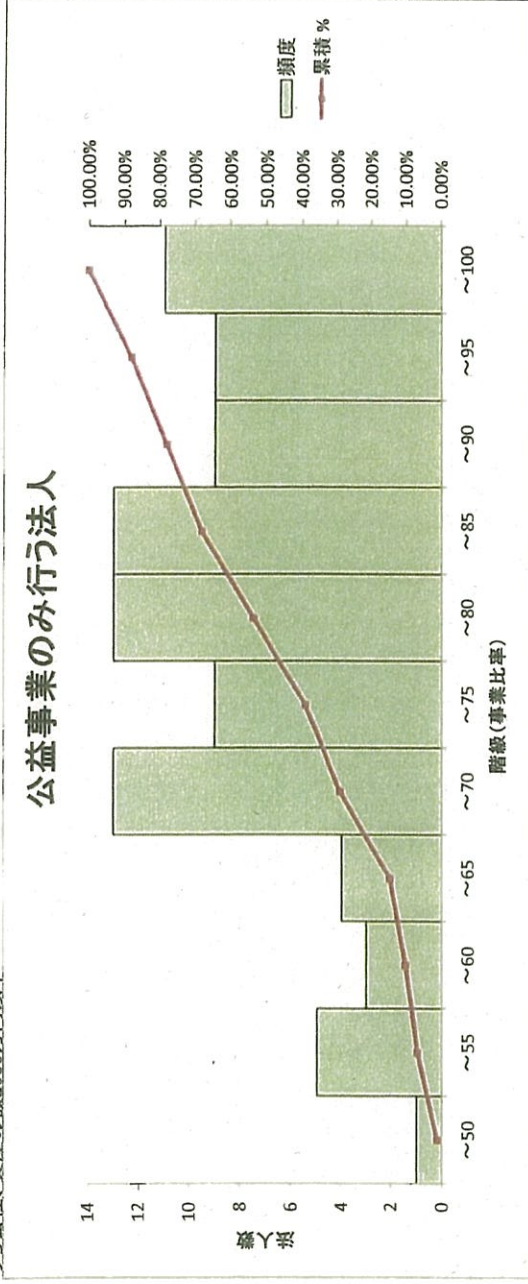
※事業区分ごとの内訳

公益事業のみ行う法人 90法人
公益実施費用額平均: 12,720,359円
収益等実施費用額平均: 0円
管理運営費用額平均: 2,140,786円
上記平均の公益目的事業比率 85.4%

収益事業、その他事業を行う法人 160法人
公益実施費用額平均: 8,357,724円
収益等実施費用額平均: 1,867,837円
管理運営費用額平均: 2,667,980円
上記平均の公益目的事業比率 64.8%

データ区間	頻度	累積 %
～50	1	1.11%
～55	5	6.67%
～60	3	10.00%
～65	4	14.44%
～70	13	28.89%
～75	9	38.89%
～80	13	53.33%
～85	13	67.78%
～90	9	77.78%
～95	11	87.78%
～100	90	100.00%

うち公社、資産の額2000万円以下



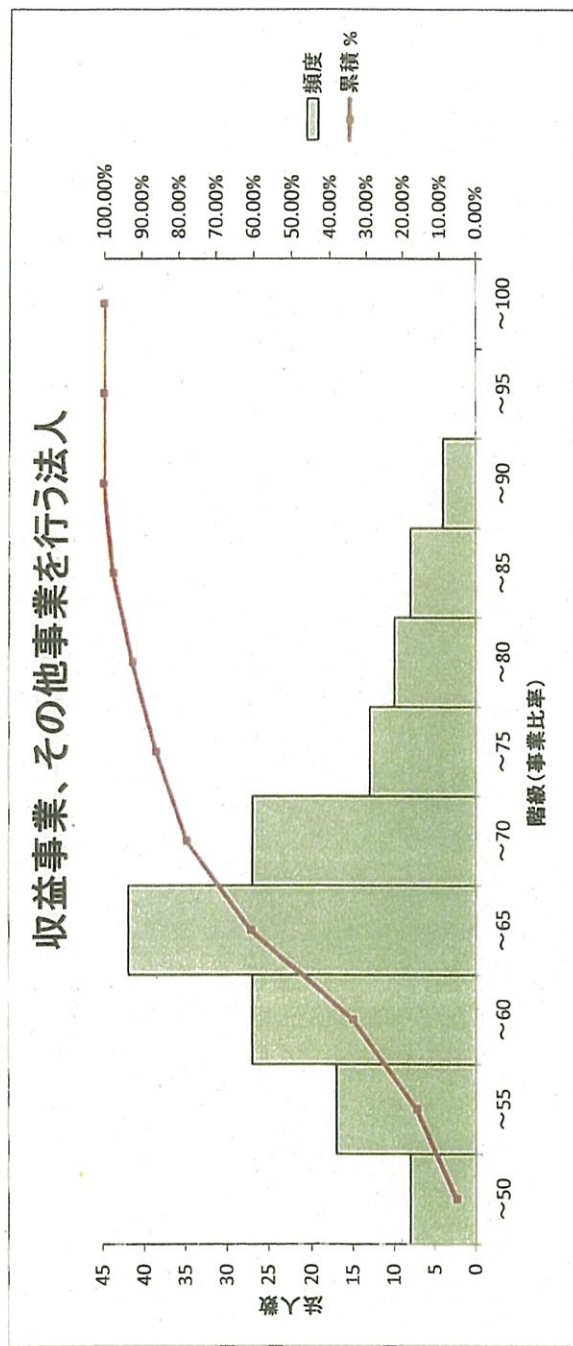
うち公社、資産の額2000万円以下
うち公益事業のみ行う法人

公益事業のみ行う法人	90
公益実施費用額平均	12,720,359
収益等実施費用額平均	28,158
管理運営費用額平均	2,140,786
上記平均の公益目的事業比率	85.4

―1 法人記入誤り、本来は0

データ区間	頻度	累積%
～50	8	5.13%
～55	17	16.03%
～60	27	33.33%
～65	42	60.26%
～70	27	77.56%
～75	13	85.90%
～80	10	92.31%
～85	8	97.44%
～90	4	100.00%
～95	0	100.00%
～100	0	100.00%
	156	

(事業比率「J」の4法人は除外)

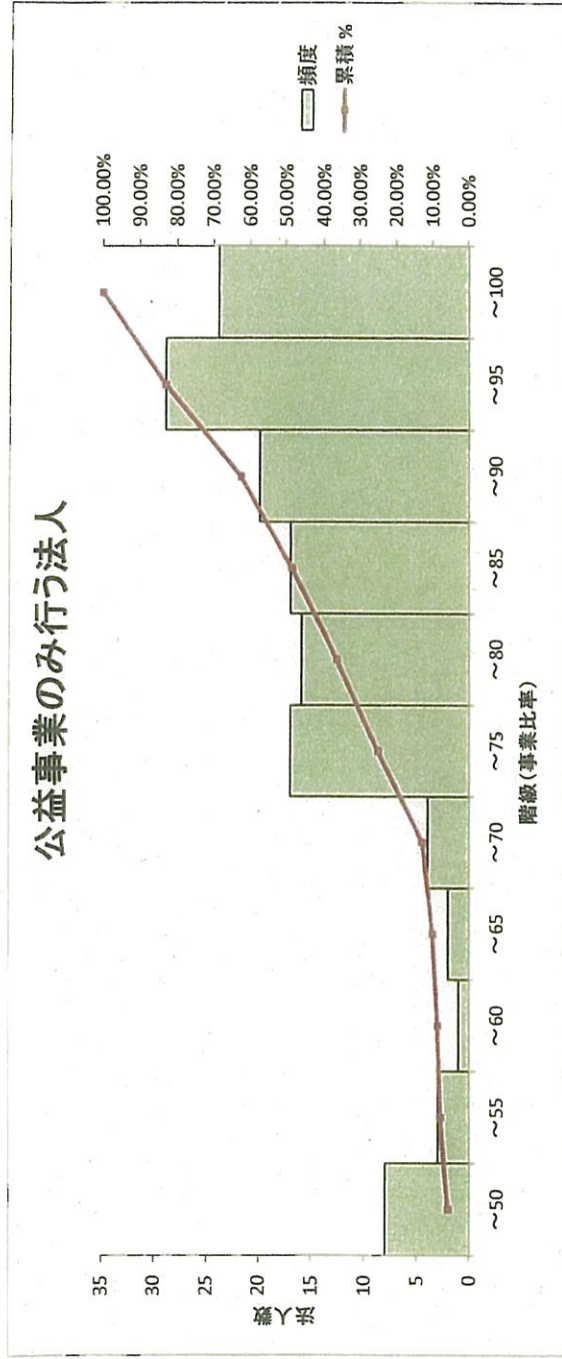


うち公社、資産の額2000万円以下
うち収益事業、その他事業を行う法人

うち収益事業、その他事業を行う法人	160
公益実施費用額平均	8,357,724
収益等実施費用額平均	1,867,837
管理運営費用額平均	2,667,980
上記平均の公益目的事業比率	64.8

データ区間	頻度	累積 %
～50	8	5.67%
～55	3	7.80%
～60	1	8.51%
～65	2	9.93%
～70	4	12.77%
～75	17	24.82%
～80	16	36.17%
～85	17	48.23%
～90	20	62.41%
～95	29	82.98%
～100	24	100.00%
141		

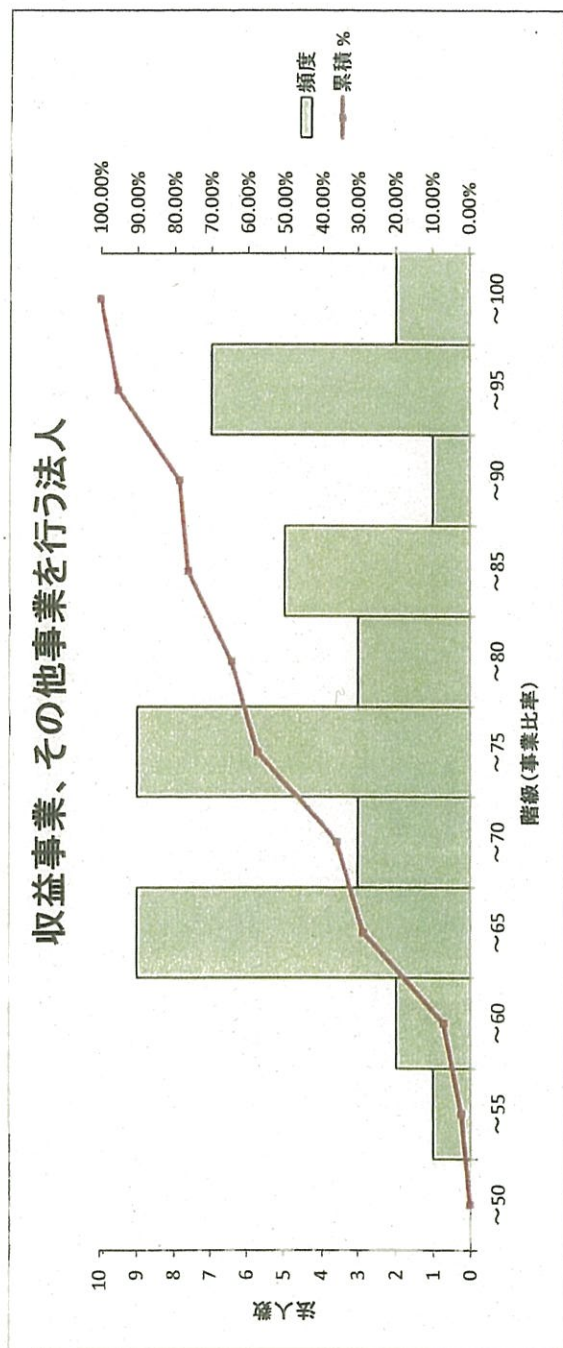
(事業比率「-」の4法人は除外)



うち公財、資産の額1億円以下
うち公益事業のみ行う法人

公益事業のみ行う法人	145
公益実施費用額平均	11,619,946
収益等実施費用額平均	10,662
管理運営費用額平均	1,460,404
上記平均の公益目的事業比率	88.8

データ区間	頻度	累積 %
～50	0	0.00%
～55	1	2.38%
～60	2	7.14%
～65	9	28.57%
～70	3	35.71%
～75	9	57.14%
～80	3	64.29%
～85	5	76.19%
～90	1	78.57%
～95	7	95.24%
～100	2	100.00%
	42	



うち公財、資産の額1億円以下
うち収益事業、その他事業を行う法人

収益事業、その他事業を行う法人	42
公益実施費用額平均	8,718,032
収益等実施費用額平均	1,738,491
管理運営費用額平均	1,434,454
上記平均の公益目的事業比率	73.3

小規模法人の定義の検討について

平成 26 年 3 月 27 日

(論点)

小規模法人の定義については、収益、資産、寄附金収入・補助金収入の受領の有無等の条件から検討してはどうか。

公益法人の活動の状況を理解するための情報の一つとして、収益の規模が考えられる。また法人の継続的活動能力、特に財務健全性を理解するための情報の一つとして資産の規模が考えられる。

また、公益法人においては、反対給付のないものを受領した場合、受託責任が生ずる。そのため受託の寄附金や補助金を受領する法人については、受託を履行するためには、簡便な取扱いを認めることは不適切と考えられる。

(小規模法人の定義試案)

以下の 1 から 3 の条件に該当する法人は小規模法人とする。

1. 公益目的事業の経常収益 1000 万円未満 かつ
資産規模 1 億円未満の公益財団法人
資産規模 2000 万円未満の公益社団法人
2. 寄附金収入 200 万円未満であること
3. 補助金（預り補助金含む）1000 万円未満であること

(留意点)

○基準とする数値については、根拠を説明できるか。例えば、収益 1000 万円未満について、消費税の免税業者の範囲を参考にしたとすることができるか。

○公益目的事業費 1000 万円未満を基準とすることはどうか。

○定性的な条件を考慮する場合、どのような条件があげられるか。例えば、法人の自己規律の取組みとして、自主的・自発的にインターネット等により、広く情報開示をおこなっており、業務運営の透明性が高いことが考えられないか。

(参考データ)

内閣府公益認定等総合情報システムデータより各条件の法人数を集計した結果は、以下のとおりである。(1/14 時点公益認定等総合情報システムデータより)

事業報告データ反映されている公益法人数：5 5 5 0 法人

うち、公益目的事業の経常収益 1000 万円未満の法人：9 8 7 法人

(公財) 5 7 3 法人

(公社) 4 1 4 法人

① 公益目的事業の経常収益 1000 万円未満 かつ

資産 1 億円未満

法人数：5 7 1 法人 (1 0 . 3 %)

② 公益目的事業の経常収益 1000 万円未満 かつ

(公財) 資産 1 億円未満 1 8 7 法人 (3 . 4 %)

(公社) 資産 2000 万円未満 2 5 0 法人 (4 . 5 %)

} 7 . 9 %

③ ①のうち寄付金収入が 200 万円未満

法人数：4 8 6 法人 (8 . 8 %)

②のうち寄付金収入が 200 万円未満

(公財) 1 3 5 法人 (2 . 4 %)

(公社) 2 2 1 法人 (4 . 0 %)

} 6 . 4 %

※ なお、補助金の交付の有無のデータはないが、平成 2 4 年 1 2 月 1 日現在の特例民法法人のデータでみると、収益が 1 0 0 0 万円未満で補助金の交付を受けている法人は、全体の 0 . 2 % 程度である。

※ ①、②に該当する法人の従業員数の状況については、別紙参照

(経常収益 1000 万円未満についての参考)

国税庁のHPにて、中小事業者の特例等において、消費税の納税義務の免除の取り扱いが挙げられています。消費税の免税事業者について、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、納税の義務が免除されます。

この納税の義務が免除される事業者（以下「免税事業者」といいます。）となるか否かを判定する基準期間における課税売上高とは、個人事業者の場合は原則として前々年の課税売上高のことをいい、法人の場合は原則として前々事業年度の課税売上高のこと

をいいます。なお、基準期間が1年でない法人の場合は、原則として、1年相当に換算した金額により判定することとされています。具体的には、基準期間中の課税売上高を、基準期間に含まれる事業年度の月数で割った額に12を掛けて計算した金額により判定します。

課税売上高は、輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しをした対価の返還等の金額を差し引いた額(税抜き)です。

なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間中の課税売上高には、消費税が含まれていませんから、基準期間における課税売上高を計算するときには税抜きの処理は行いません。

新たに設立された法人については、設立1期目及び2期目の基準期間はありませんので、原則として納税義務が免除されます。

しかし、基準期間のない事業年度であってもその事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が、1,000万円以上である場合は、納税義務は免除されません。

小規模法人の定義を検討するに当たって①(中小企業の定義を参照)

現状の試案

- ①資産規模
- ②公益目的事業の収益又は費用
- ③寄附金収入
- ④補助金(預り補助金含む)

社団: 2,000万円未満、財団: 1億円未満
: 1,000万円未満
: 200万円未満
: 1,000万円未満

I. 指標の考え方

II. 数値について

I. 試案の指標の考え方 (参考) 中小企業: 資本金と常勤職員数、小規模企業: 常勤職員数のみ

①資産規模と②公益目的事業の経常収益又は費用

⇒ 簡易な会計基準を適用する上で、

- ・法人の継続的活動能力、特に財務健全性の指標となる資産(ストック)
- ・公益法人の活動の状況の指標となる収益又は費用(フロー)

を両方考慮する必要があるが、

※ 中小企業は資本金(ストック)のみを指標としているが、資本を基盤に利益を目的とした事業を行う企業と異なり、公益法人、特に社団は、人的な集まりを基盤に公益事業を行っており、資産規模(ストック)だけで当該活動の状況を測れず、収益又は費用(フロー)を考慮すべきか。

③寄附金収入と④補助金(預り補助金含む)

⇒ 公益法人は税制優遇を受ける社会的存在であり、中小企業等と比べて一層、受託責任が重く、寄附金や国等からの補助金が適正に管理される必要がある。

一方で、簡易な会計方法のために寄附金等を集める努力をしなくなる法人は出てこないか。

☆考えられる他の条件について

- ・ 中小企業のように、常勤職員数を直接の指標とする必要は無いか。
- ・ 定性的な条件を考慮する場合、どのような条件が挙げられるか。法人の自己規律の取組(例えば、自主的・自発的にインターネット等により広く情報開示を行っており、業務運営の透明性が高いこと等)を重視すること等が考えられないか。

小規模法人の定義を検討するに当たって②(参考データ)

Ⅱ. 試案の4つの指標の数値の検討に当たっての参考データ

(参考)・公益法人で約3割の法人が常勤職員数が2人以下

・内閣府、公法協のアンケートで会計基準に不都合を感じているのはそれぞれ約2割、3割

①資産規模 【社団:2,000万円未満、財団:1億円未満(試案)】

⇒まず、社団と財団で大きく異なるため、分ける必要がある(参考資料参照)
(全公益法人数の分布を比べると、社団:財団=1:10 の資産額で比較すると、概ね一致)

⇒社団:2,000万円以下が全1,424法人中319 (22.4%)、常勤職員数2人以下751法人中332(44.2%)
(1000万円以下が全1,424法人中153(10.7%)、常勤職員数2人以下751法人中188(25.0%)
財団:1億円以下が全2,069法人中268(13.0%)、常勤職員数2人以下1,152法人中222(19.3%)
(2億円以下が全2,069法人中491(23.7%)、常勤職員数2人以下1,152法人中382(33.2%)

②公益目的事業の経常収益 【1000万円未満(試案)】

⇒1,000万円以下が全公益法人の17.8%、常勤職員数2人以下の法人の66.6%

③寄附金収入 【200万円未満(試案)】

⇒200万円以下が全公益法人の69.0%、常勤職員数2人以下の法人の67.6%
(100万円以下が全公益法人の64.3%、常勤職員数2人以下の法人の61.4%)

④補助金(預かり補助金含む)【1,000万円未満(試案)】

⇒ 補助金の交付の有無のデータはないが、平成24年12月1日現在の特例民法法人のデータで見ると、収益が1,000万円未満で補助金の交付を受けている法人は、全体の0.2%程度である。

(〈資料3〉 参考データ)

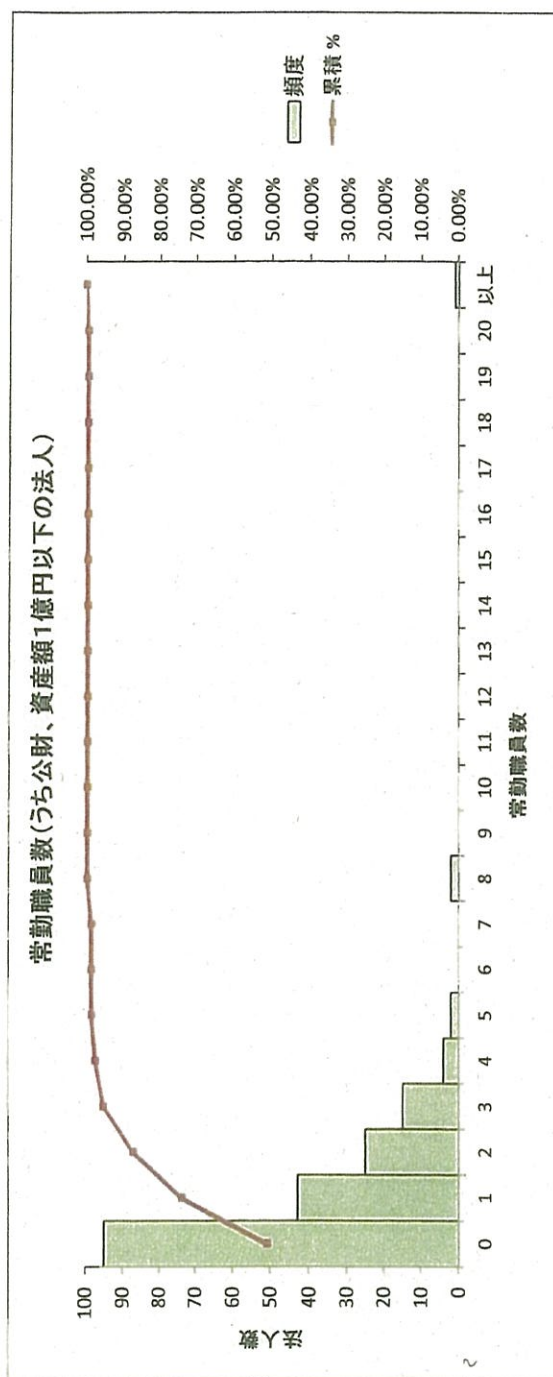
○ 公益目的事業の経常収益1000万円未満 かつ 資産1億円未満
(公益財団法人)187法人

平均値 1.3人
中央値 0.0人
1人以下 73.8%
2人以下 87.2%

○ 公益目的事業の経常収益1000万円未満 かつ 資産2000万円未満
(公益社団法人)250法人

平均値 1.3人
中央値 1.0人
1人以下 64.4%
2人以下 88.8%

データ区間	頻度	累積 %
0	95	50.80%
1	43	73.80%
2	25	87.17%
3	15	95.19%
4	4	97.33%
5	2	98.40%
6	0	98.40%
7	0	98.40%
8	2	99.47%
9	0	99.47%
10	0	99.47%
11	0	99.47%
12	0	99.47%
13	0	99.47%
14	0	99.47%
15	0	99.47%
16	0	99.47%
17	0	99.47%
18	0	99.47%
19	0	99.47%
20	0	99.47%
以上	1	100.00%
		187

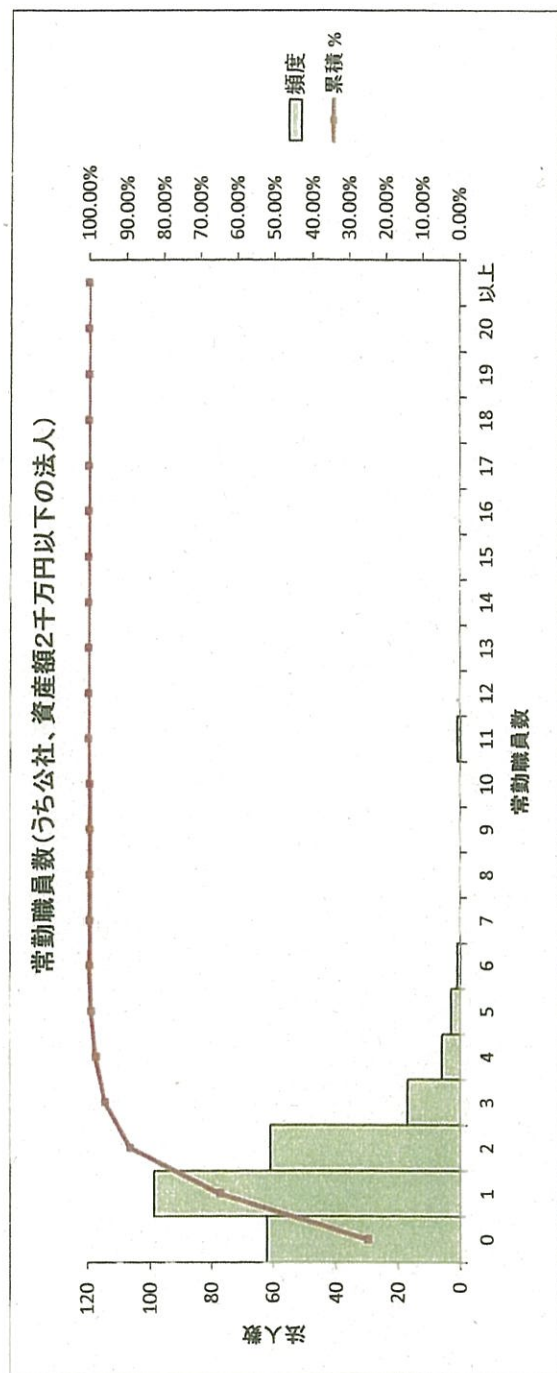


うち、公財、資産額1億円以下の法人を対象

POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

最大値	65
最小値	0
平均	1.3
中央値	0

データ区間	頻度	累積 %
0	62	24.80%
1	99	64.40%
2	61	88.80%
3	17	95.60%
4	6	98.00%
5	3	99.20%
6	1	99.60%
7	0	99.60%
8	0	99.60%
9	0	99.60%
10	0	99.60%
11	1	100.00%
12	0	100.00%
13	0	100.00%
14	0	100.00%
15	0	100.00%
16	0	100.00%
17	0	100.00%
18	0	100.00%
19	0	100.00%
20	0	100.00%
以上	0	100.00%
		250

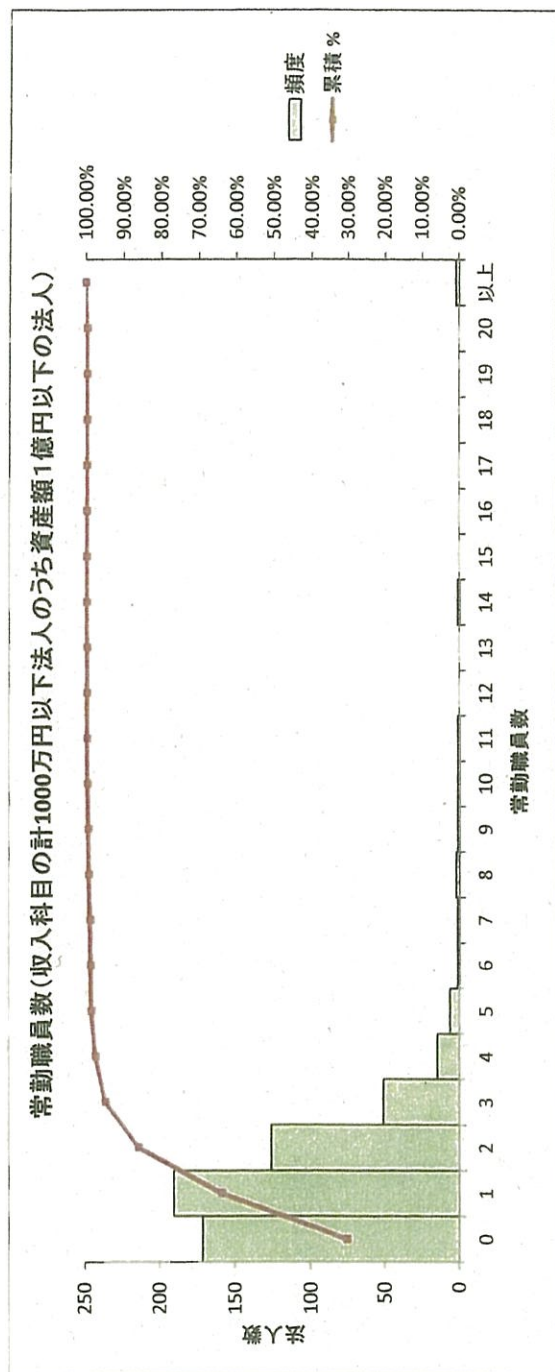


うち、公社、資産額2千万円以下の法人を対象

POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

最大値	11
最小値	0
平均	1.3
中央値	1

データ区間	頻度	累積 %
0	172	30.12%
1	191	63.57%
2	126	85.64%
3	51	94.57%
4	15	97.20%
5	6	98.25%
6	1	98.42%
7	1	98.60%
8	2	98.95%
9	1	99.12%
10	1	99.30%
11	1	99.47%
12	0	99.47%
13	0	99.47%
14	1	99.65%
15	0	99.65%
16	0	99.65%
17	0	99.65%
18	0	99.65%
19	0	99.65%
20	0	99.65%
以上	2	100.00%
571		



収入科目の計1000万円以下かつ公益目的事業の経常収益欄が1000万円未満法人のうち資産額1億円以下の法人を	最大値	65
1 公益目的事業の対価収入の額+会費収入の額+寄附金収入の額+金融資産の運用収入の額	最小値	0
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象	平均	1.5
データ登録されている最新版の事業報告データから集計	中央値	1

(常勤職員が2人以下の法人がどの程度カバーされるか確認のためのデータ)

常勤職員の数2人以下について

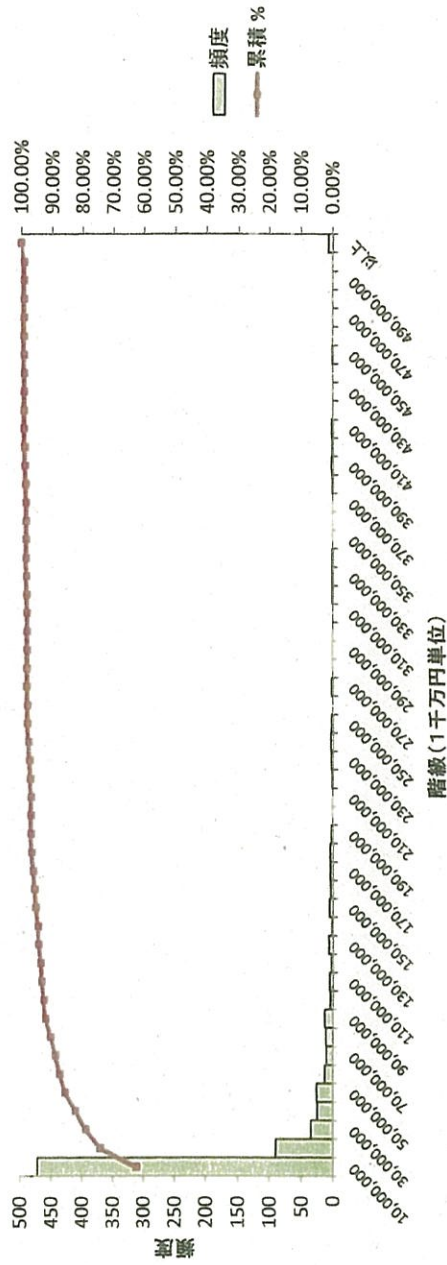
- ・経常収益がどの程度の範囲にあるか
- ・資産額がどの程度の範囲にあるか

常勤職員の数2人以下、経常収益1000万円未満で

- ・資産額がどの程度の範囲にあるか

常勤職員の数2人以下の法人

経常収益(公益社団法人)



公益目的事業の経常収益額

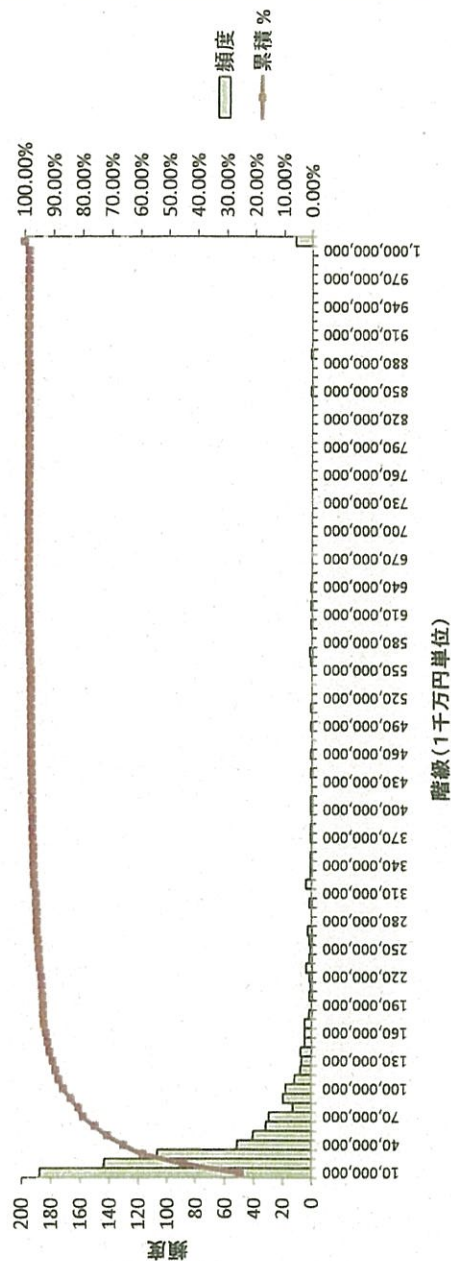
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

最大値	1,291,974,351
最小値	0
平均	33,311,165
中央値	4,752,690

490,000,000	0	99.08%
500,000,000	0	99.08%
以上	7	100.00%
		758

常勤職員の数2人以下の法人

資産額（公益社団法人）



最大値	4,175,526,726
最小値	19,842
平均	91,155,720
中央値	22,834,830

「資産の額」：別表C(1) 5欄 資産計より

POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象（ただし該当欄が空の法人は除外）
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

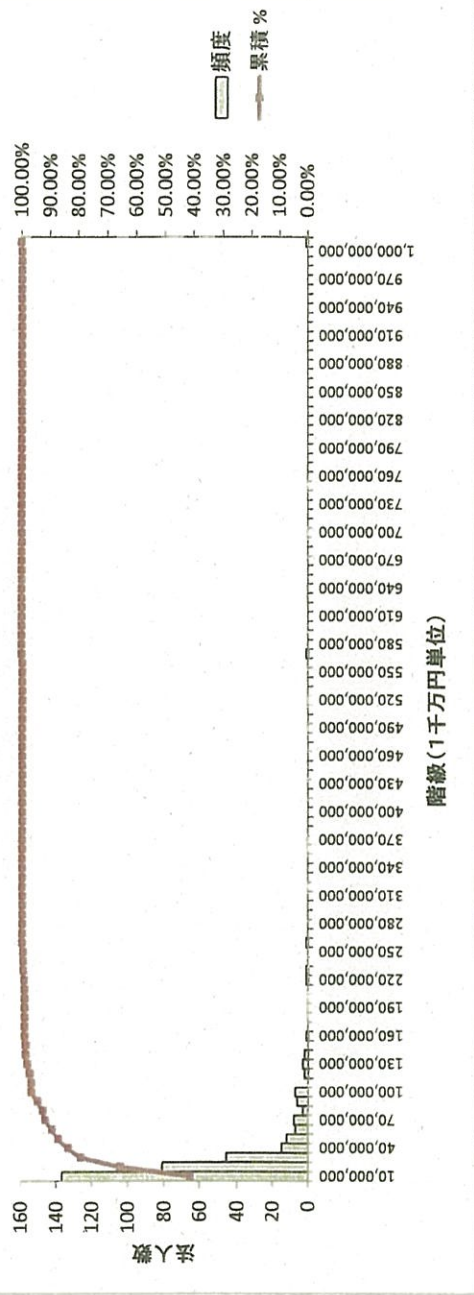
データ区間	頻度	累積 %
10,000,000	188	25.03%
20,000,000	144	44.21%
30,000,000	107	58.46%
40,000,000	52	65.38%
50,000,000	41	70.84%
60,000,000	32	75.10%
70,000,000	30	79.09%
80,000,000	13	80.83%
90,000,000	20	83.49%
100,000,000	18	85.89%
110,000,000	12	87.48%
120,000,000	8	88.55%
130,000,000	7	89.48%
140,000,000	8	90.55%
150,000,000	5	91.21%
160,000,000	5	91.88%
170,000,000	5	92.54%
180,000,000	2	92.81%
190,000,000	0	92.81%
200,000,000	2	93.08%
210,000,000	1	93.21%
220,000,000	2	93.48%
230,000,000	4	94.01%
240,000,000	2	94.27%
250,000,000	1	94.41%
260,000,000	2	94.67%
270,000,000	3	95.07%
280,000,000	0	95.07%
290,000,000	0	95.07%
300,000,000	2	95.34%
310,000,000	0	95.34%
320,000,000	4	95.87%
330,000,000	1	96.01%
340,000,000	1	96.14%
350,000,000	1	96.27%
360,000,000	0	96.27%
370,000,000	1	96.40%
380,000,000	1	96.54%
390,000,000	0	96.54%
400,000,000	1	96.67%
410,000,000	1	96.80%
420,000,000	0	96.80%
430,000,000	0	96.80%
440,000,000	1	96.94%
450,000,000	0	96.94%
460,000,000	1	97.07%
470,000,000	0	97.07%
480,000,000	0	97.07%

490,000,000	1	97.20%
500,000,000	0	97.20%
510,000,000	1	97.34%
520,000,000	0	97.34%
530,000,000	0	97.34%
540,000,000	0	97.34%
550,000,000	0	97.34%
560,000,000	1	97.47%
570,000,000	2	97.74%
580,000,000	0	97.74%
590,000,000	0	97.74%
600,000,000	1	97.87%
610,000,000	0	97.87%
620,000,000	1	98.00%
630,000,000	0	98.00%
640,000,000	1	98.14%
650,000,000	0	98.14%
660,000,000	0	98.14%
670,000,000	0	98.14%
680,000,000	0	98.14%
690,000,000	0	98.14%
700,000,000	0	98.14%
710,000,000	0	98.14%
720,000,000	0	98.14%
730,000,000	0	98.14%
740,000,000	0	98.14%
750,000,000	0	98.14%
760,000,000	0	98.14%
770,000,000	0	98.14%
780,000,000	0	98.14%
790,000,000	0	98.14%
800,000,000	0	98.14%
810,000,000	0	98.14%
820,000,000	0	98.14%
830,000,000	0	98.14%
840,000,000	0	98.14%
850,000,000	1	98.27%
860,000,000	0	98.27%
870,000,000	0	98.27%
880,000,000	0	98.27%
890,000,000	1	98.40%
900,000,000	0	98.40%
910,000,000	0	98.40%
920,000,000	0	98.40%
930,000,000	0	98.40%
940,000,000	0	98.40%
950,000,000	0	98.40%
960,000,000	0	98.40%
970,000,000	0	98.40%
980,000,000	0	98.40%

÷ 7 12 /

常勤職員の数2人以下、収入科目の計が1000万円未満かつ公益事業の経常収益額 1000万未満

資産額(公益社団法人)



最大値	3,526,034,837
最小値	19,842
平均	35,889,743
中央値	12,560,589

「資産の額」: 別表C(1) 5欄 資産計より

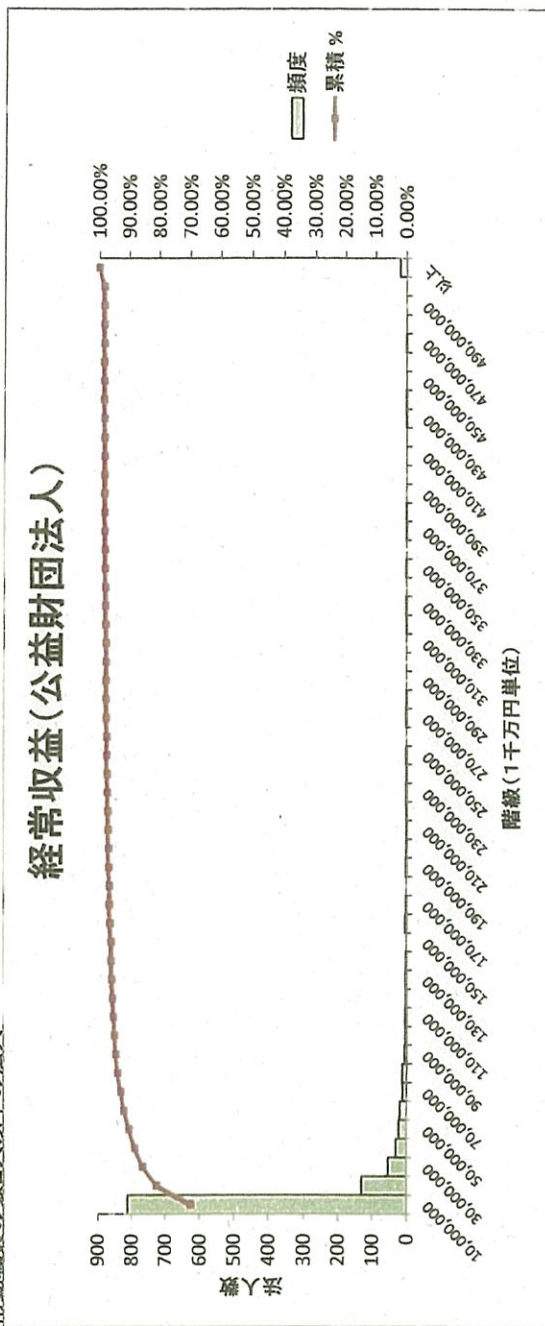
POSSIに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

データ区間	頻度	累積%
10,000,000	137	40.90%
20,000,000	81	65.07%
30,000,000	46	78.81%
40,000,000	15	83.28%
50,000,000	12	86.87%
60,000,000	7	88.96%
70,000,000	8	91.34%
80,000,000	3	92.24%
90,000,000	6	94.03%
100,000,000	7	96.12%
110,000,000	0	96.12%
120,000,000	2	96.72%
130,000,000	3	97.61%
140,000,000	2	98.21%
150,000,000	0	98.21%
160,000,000	1	98.51%
170,000,000	0	98.51%
180,000,000	0	98.51%
190,000,000	0	98.51%
200,000,000	0	98.51%
210,000,000	0	98.51%
220,000,000	1	98.81%
230,000,000	1	99.10%
240,000,000	0	99.10%
250,000,000	0	99.10%
260,000,000	1	99.40%
270,000,000	0	99.40%
280,000,000	0	99.40%
290,000,000	0	99.40%
300,000,000	0	99.40%
310,000,000	0	99.40%
320,000,000	0	99.40%
330,000,000	0	99.40%
340,000,000	0	99.40%
350,000,000	0	99.40%
360,000,000	0	99.40%
370,000,000	0	99.40%
380,000,000	0	99.40%
390,000,000	0	99.40%
400,000,000	0	99.40%
410,000,000	0	99.40%
420,000,000	0	99.40%
430,000,000	0	99.40%
440,000,000	0	99.40%
450,000,000	0	99.40%
460,000,000	0	99.40%
470,000,000	0	99.40%
480,000,000	0	99.40%

490,000,000	0	99.40%
500,000,000	0	99.40%
510,000,000	0	99.40%
520,000,000	0	99.40%
530,000,000	0	99.40%
540,000,000	0	99.40%
550,000,000	0	99.40%
560,000,000	0	99.40%
570,000,000	1	99.70%
580,000,000	0	99.70%
590,000,000	0	99.70%
600,000,000	0	99.70%
610,000,000	0	99.70%
620,000,000	0	99.70%
630,000,000	0	99.70%
640,000,000	0	99.70%
650,000,000	0	99.70%
660,000,000	0	99.70%
670,000,000	0	99.70%
680,000,000	0	99.70%
690,000,000	0	99.70%
700,000,000	0	99.70%
710,000,000	0	99.70%
720,000,000	0	99.70%
730,000,000	0	99.70%
740,000,000	0	99.70%
750,000,000	0	99.70%
760,000,000	0	99.70%
770,000,000	0	99.70%
780,000,000	0	99.70%
790,000,000	0	99.70%
800,000,000	0	99.70%
810,000,000	0	99.70%
820,000,000	0	99.70%
830,000,000	0	99.70%
840,000,000	0	99.70%
850,000,000	0	99.70%
860,000,000	0	99.70%
870,000,000	0	99.70%
880,000,000	0	99.70%
890,000,000	0	99.70%
900,000,000	0	99.70%
910,000,000	0	99.70%
920,000,000	0	99.70%
930,000,000	0	99.70%
940,000,000	0	99.70%
950,000,000	0	99.70%
960,000,000	0	99.70%

データ区間	頻度	累積 %
10,000,000	812	69.46%
20,000,000	131	80.67%
30,000,000	53	85.20%
40,000,000	31	87.85%
50,000,000	22	89.73%
60,000,000	19	91.36%
70,000,000	12	92.39%
80,000,000	13	93.50%
90,000,000	7	94.10%
100,000,000	4	94.44%
110,000,000	5	94.87%
120,000,000	3	95.12%
130,000,000	4	95.47%
140,000,000	2	95.64%
150,000,000	0	95.64%
160,000,000	5	96.07%
170,000,000	2	96.24%
180,000,000	0	96.24%
190,000,000	3	96.49%
200,000,000	1	96.58%
210,000,000	1	96.66%
220,000,000	1	96.75%
230,000,000	2	96.92%
240,000,000	1	97.01%
250,000,000	2	97.18%
260,000,000	0	97.18%
270,000,000	2	97.35%
280,000,000	1	97.43%
290,000,000	0	97.43%
300,000,000	0	97.43%
310,000,000	0	97.43%
320,000,000	1	97.52%
330,000,000	2	97.69%
340,000,000	0	97.69%
350,000,000	2	97.86%
360,000,000	0	97.86%
370,000,000	1	97.95%
380,000,000	1	98.03%
390,000,000	0	98.03%
400,000,000	0	98.03%
410,000,000	0	98.03%
420,000,000	0	98.03%
430,000,000	1	98.12%
440,000,000	1	98.20%
450,000,000	0	98.20%
460,000,000	0	98.20%
470,000,000	1	98.29%
480,000,000	0	98.29%

常勤職員の数2人以下の法人



公益目的事業の経常収益額

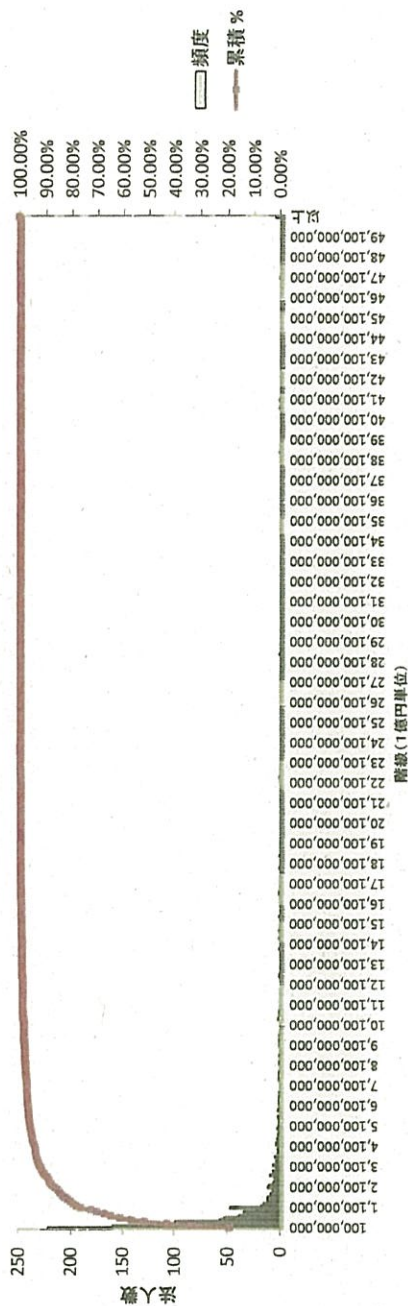
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

最大値	13,187,159,634
最小値	0
平均	63,626,334
中央値	1,042,007

490,000,000	0	98.29%
500,000,000	0	98.29%
以上	20	100.00%
		1169

常勤職員の数2人以下の法人

資産額(公益財団法人)



最大値	3,531,035,674,441
最小値	399,632
平均	4,620,030,922
中央値	381,615,663

「資産の額」: 別表C(1) 5欄 資産計より

POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

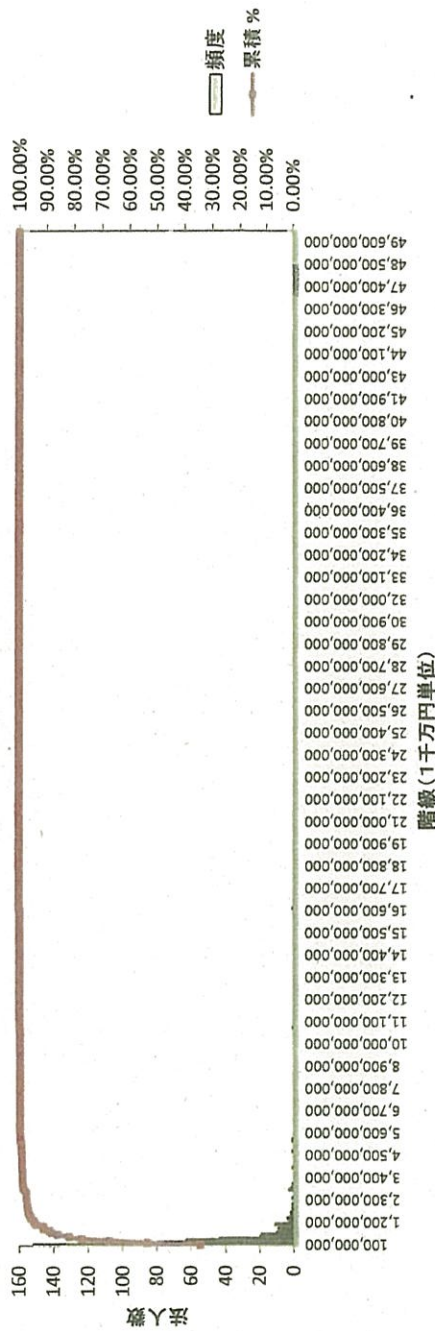
データ区間	頻度	累積%
100,000,000	222	19.27%
200,000,000	160	33.16%
300,000,000	110	42.71%
400,000,000	99	51.30%
500,000,000	57	56.25%
600,000,000	53	60.85%
700,000,000	40	64.32%
800,000,000	31	67.01%
900,000,000	35	70.05%
1,000,000,000	22	71.96%
1,100,000,000	48	76.13%
1,200,000,000	18	77.69%
1,300,000,000	16	79.08%
1,400,000,000	11	80.03%
1,500,000,000	12	81.08%
1,600,000,000	12	82.12%
1,700,000,000	9	82.90%
1,800,000,000	9	83.68%
1,900,000,000	7	84.29%
2,000,000,000	7	84.90%
2,100,000,000	12	85.94%
2,200,000,000	11	86.89%
2,300,000,000	7	87.50%
2,400,000,000	6	88.02%
2,500,000,000	2	88.19%
2,600,000,000	6	88.72%
2,700,000,000	10	89.58%
2,800,000,000	6	90.10%
2,900,000,000	7	90.71%
3,000,000,000	3	90.97%
3,100,000,000	4	91.32%
3,200,000,000	7	91.93%
3,300,000,000	2	92.10%
3,400,000,000	4	92.45%
3,500,000,000	2	92.62%
3,600,000,000	5	93.06%
3,700,000,000	0	93.06%
3,800,000,000	2	93.23%
3,900,000,000	1	93.32%
4,000,000,000	2	93.49%
4,100,000,000	0	93.49%
4,200,000,000	4	93.84%
4,300,000,000	4	94.18%
4,400,000,000	2	94.36%
4,500,000,000	3	94.62%
4,600,000,000	1	94.70%
4,700,000,000	2	94.88%
4,800,000,000	1	94.97%
4,900,000,000	1	95.05%
5,000,000,000	3	95.31%
5,100,000,000	1	95.40%
5,200,000,000	1	95.49%

5,300,000,000	1	95.57%
5,400,000,000	1	95.66%
5,500,000,000	1	95.75%
5,600,000,000	2	95.92%
5,700,000,000	0	95.92%
5,800,000,000	0	95.92%
5,900,000,000	2	96.09%
6,000,000,000	1	96.18%
6,100,000,000	0	96.18%
6,200,000,000	1	96.27%
6,300,000,000	1	96.35%
6,400,000,000	1	96.44%
6,500,000,000	1	96.53%
6,600,000,000	1	96.61%
6,700,000,000	0	96.61%
6,800,000,000	1	96.70%
6,900,000,000	0	96.70%
7,000,000,000	0	96.70%
7,100,000,000	0	96.70%
7,200,000,000	0	96.70%
7,300,000,000	0	96.70%
7,400,000,000	1	96.79%
7,500,000,000	1	96.88%
7,600,000,000	1	96.96%
7,700,000,000	1	97.05%
7,800,000,000	1	97.14%
7,900,000,000	0	97.14%
8,000,000,000	0	97.14%
8,100,000,000	0	97.14%
8,200,000,000	1	97.22%
8,300,000,000	1	97.31%
8,400,000,000	0	97.31%
8,500,000,000	0	97.31%
8,600,000,000	1	97.40%
8,700,000,000	0	97.40%
8,800,000,000	0	97.40%
8,900,000,000	0	97.40%
9,000,000,000	0	97.40%
9,100,000,000	1	97.48%
9,200,000,000	0	97.48%
9,300,000,000	1	97.57%
9,400,000,000	1	97.66%
9,500,000,000	0	97.66%
9,600,000,000	1	97.74%
9,700,000,000	0	97.74%
9,800,000,000	0	97.74%
9,900,000,000	0	97.74%
10,000,000,000	0	97.74%
10,100,000,000	0	97.74%
10,200,000,000	0	97.74%
10,300,000,000	0	97.74%
10,400,000,000	2	97.92%

1 67 1152 122

常勤職員の数2人以下、収入科目の計が1000万円未満かつ公益事業の経常収益額 1000万円未満

資産額(公益財団法人)



「資産の額」：別表C(1) 5欄 資産計より

POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

最大値	16,684,628,782
最小値	2,093,242
平均	413,999,511
中央値	169,592,569

データ区間	頻度	累積%
100,000,000	152	34.00%
200,000,000	86	53.24%
300,000,000	63	67.34%
400,000,000	44	77.18%
500,000,000	20	81.66%
600,000,000	19	85.91%
700,000,000	10	88.14%
800,000,000	4	89.04%
900,000,000	9	91.05%
1,000,000,000	1	91.28%
1,100,000,000	11	93.74%
1,200,000,000	3	94.41%
1,300,000,000	1	94.63%
1,400,000,000	4	95.53%
1,500,000,000	1	95.75%
1,600,000,000	2	96.20%
1,700,000,000	2	96.64%
1,800,000,000	0	96.64%
1,900,000,000	1	96.87%
2,000,000,000	0	96.87%
2,100,000,000	1	97.09%
2,200,000,000	0	97.09%
2,300,000,000	0	97.09%
2,400,000,000	1	97.32%
2,500,000,000	0	97.32%
2,600,000,000	0	97.32%
2,700,000,000	0	97.32%
2,800,000,000	3	97.99%
2,900,000,000	2	98.43%
3,000,000,000	0	98.43%
3,100,000,000	1	98.66%
3,200,000,000	0	98.66%
3,300,000,000	0	98.66%
3,400,000,000	0	98.66%
3,500,000,000	0	98.66%
3,600,000,000	0	98.66%
3,700,000,000	0	98.66%
3,800,000,000	0	98.66%
3,900,000,000	1	98.88%
4,000,000,000	0	98.88%
4,100,000,000	0	98.88%
4,200,000,000	0	98.88%
4,300,000,000	0	98.88%
4,400,000,000	0	98.88%
4,500,000,000	0	98.88%
4,600,000,000	0	98.88%
4,700,000,000	1	99.11%
4,800,000,000	0	99.11%
4,900,000,000	0	99.11%

5,000,000,000	0	99.11%
5,100,000,000	0	99.11%
5,200,000,000	1	99.33%
5,300,000,000	1	99.55%
5,400,000,000	0	99.55%
5,500,000,000	0	99.55%
5,600,000,000	0	99.55%
5,700,000,000	0	99.55%
5,800,000,000	0	99.55%
5,900,000,000	0	99.55%
6,000,000,000	0	99.55%
6,100,000,000	0	99.55%
6,200,000,000	0	99.55%
6,300,000,000	0	99.55%
6,400,000,000	0	99.55%
6,500,000,000	0	99.55%
6,600,000,000	0	99.55%
6,700,000,000	0	99.55%
6,800,000,000	0	99.55%
6,900,000,000	0	99.55%
7,000,000,000	0	99.55%
7,100,000,000	0	99.55%
7,200,000,000	0	99.55%
7,300,000,000	0	99.55%
7,400,000,000	0	99.55%
7,500,000,000	0	99.55%
7,600,000,000	0	99.55%
7,700,000,000	0	99.55%
7,800,000,000	0	99.55%
7,900,000,000	0	99.55%
8,000,000,000	0	99.55%
8,100,000,000	0	99.55%
8,200,000,000	0	99.55%
8,300,000,000	0	99.55%
8,400,000,000	0	99.55%
8,500,000,000	0	99.55%
8,600,000,000	0	99.55%
8,700,000,000	0	99.55%
8,800,000,000	0	99.55%
8,900,000,000	0	99.55%
9,000,000,000	0	99.55%
9,100,000,000	0	99.55%
9,200,000,000	0	99.55%
9,300,000,000	0	99.55%
9,400,000,000	0	99.55%
9,500,000,000	0	99.55%
9,600,000,000	0	99.55%
9,700,000,000	0	99.55%
9,800,000,000	0	99.55%

447:5

公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（案）

平成 26 年 4 月 日

公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会

1. はじめに

移行期間の終了も間近となった平成 25 年 7 月、公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計の諸課題の検討を行うことし、同委員会の下で、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催して、専門的な観点から具体的な検討を行うこととした。これを受けて、研究会では、同年 8 月の初会合以来、公益法人や関係者からの意見聴取等を行いつつ、これまで議論を進めてきた。

公益法人は、変動する社会経済情勢の下で継続的に活動が続けている。公益法人の会計基準もそれに対応して反映をしていかなければならない。このため、「公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討する」ために設けられたこの研究会にも、特に設置期限は設けられていない（参考資料 1）。しかしながら、今回の取組は、平成 20 年 12 月の新公益法人制度の施行以来約 5 年振りに初めて、新制度の下での会計上の課題を洗い出して検討を行うものであり、ある程度まとまった作業となる。差し当たりこの作業には概ね 1 年程度を見込んでいるが、検討課題も多岐にわたるため、一連の検討を一通り終えて後に初めて取りまとめを行うよりも、途中で一度その時点の検討状況について中間的な取りまとめを行い、公益認定等委員会に報告を行うとともに、多様な利害関係者に対する情報提供の機会とすることが適切と考えられた（資料 4 参照）。

この取りまとめは、以上のような経緯と考え方に基づくものである。したがって、関係者におかれては、今後検討を行う課題も多いこと、及び、以下に言及する内容についても引き続き検討を続けていく段階にあることに御留意を願いたい。

2. 新公益法人制度における会計基準と検討の対象

公益法人は、会費や寄附金及び補助金を受け入れ、税制優遇を受けて公益目的に資する事業を実施する社会的な存在である。このため、法人としてしっかりとした経理処理、財産管理を行うとともに、その活動を財務諸表を通じて明らかにすることが、多様な利害関係者に、ひいては国民に対して説明責任を果たす上で極めて重要である。公益法人の会計処理を適正に行い、法人の財務状況を正確に表すため、会計帳簿及び計算書類を作成する基準として、公益法人会計基準が定められている。平成 20 年 12 月には新公益法人制度が施行され、独立した委員会等の関与の下で、内閣総理大臣又は各都道府県知事が、法定された基準に従い公益法人の認定及び監督を行うことになったが、この新たな制度を踏まえ、会計基準についても、内閣府

の公益認定等委員会により「平成 20 年公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日(平成 21 年 10 月 16 日改正)。以下「平成 20 年会計基準」という。))が策定された。

内閣府が平成 25 年 7 月に内閣府所管の公益法人・移行法人に対して行った「公益法人会計基準適用についてのアンケート」においては、約 94%の法人が平成 20 年会計基準を適用しており、平成 20 年会計基準が定着しつつある状況が伺われる。

一方で、同アンケートでは、平成 20 年会計基準を適用している法人のうち約 20%が、平成 20 年会計基準について、現場で実際に適用する観点から改善点を挙げており、同基準をより使いやすくしてほしいという要望が見受けられる(資料 1)。

また、公益法人の中間支援団体の一つである(公財)公益法人協会が平成 25 年 6 月～7 月に実施したアンケートでは、約 31%の法人が平成 20 年会計基準に「不都合を感じている」という結果になっており、同協会では「計算書類を作成する公益法人及びこれを読覧する一般国民にとっては理解が容易ではない」としている(資料 2)。

加えて、会計監査の実施に責任を有する公認会計士の団体である日本公認会計士協会から公益認定等委員会に提出された「公益法人会計検討のための体制の整備について(要望)」(平成 25 年 7 月 12 日。以下「公認会計士協会要望」という。)においても、平成 20 年会計基準は、企業会計基準との関係性について「実務上の混乱」が生じている点があり、これに「対処すべく早急に検討する必要がある」とされている(資料 3)。

このように、現在の公益法人会計の在り方については、各方面から課題が指摘されている。研究会においては、平成 25 年 11 月末をもって新公益法人制度への 5 年間の移行期間が終了し、民法に基づき設立された旧公益法人(特例民法法人)が基本的になくなり、新公益法人制度が新たな段階に入っていくことになることを踏まえるとともに、法人にとってより利用しやすく、かつ適切な会計制度の在り方について議論を行うこととした。議論に当たっては、新公益法人制度を踏まえて策定された平成 20 年会計基準及び同運用指針¹を前提とし、また、小規模法人が多いという公益法人の実務上の制約にも配慮した。

3. 課題の抽出

研究会はまず、上記の内閣府アンケートを参照するとともに、公益認定等委員会委員及び内閣府に関連の要望等を提出した(公財)公益法人協会及び日本公認会計士協会から意見を聴取し、検討課題及びその優先順位を議論²し、その結果を委員会に報告した(資料 4)。その際、特に法人からの要望が高く、可能な限り早急な対応が求められる小規模法人の負担軽減策について、優先的に整理・検討を行うこととした。

検討に際しては、明治 31 年(1898 年)の民法施行以来 110 年ぶりの大改革であ

¹ 「公益法人会計基準」の運用指針(平成 20 年 4 月 11 日(平成 21 年 10 月改正)内閣府公益認定等委員会)

² その際には、公益認定等委員会の常勤委員も出席し、意見を表明した。

る新公益法人制度が施行されてまだ5年であることを踏まえ³、まずは制度の定着を図ることが重要であることから、制度の運用改善を中心に据えることとした⁴。

4. 課題の整理・検討状況

今回の検討においては、事業規模が小さい公益法人の負担の軽減ということが一つの焦点となった。

小規模法人の負担軽減策については、公益法人はその事業規模に関わらず税制優遇を受ける責任ある社会的存在であるという観点と、事業規模も小さく事務処理の体制も脆弱な法人にどこまでの対応を求めるのかという観点の両面から検討を行う必要がある。また、改善策を具体化する際には、事業規模の小さい法人の範囲をどのように設定するかについても検討が必要になる。研究会においては、法人へのヒアリングを行いつつ検討を行っているが、現在までの検討状況は、以下のとおりである。

① 財務三基準⁵など制度に関連する検討課題

事業規模が小さい法人からは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）における財務三基準のうち、収支相償（認定法第14条及び第5条第6号）の運用の弾力化等についての要望が強かった。

（収支相償）

「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている（認定法第14条）。収支相償は、財源を最大限に活用して受益者の範囲を可能な限り拡大することを目的とした制度であるが、法人からの要望の背景には、特に小規模法人においては毎期（毎事業年度）の収支が変動しやすい傾向にあることから、法人運営を安定的に行うためには、複数年度にわたる収支を見た上で、事業の拡大等剰余金の消費のための方法を決めたいという実態があるものと思われる。

具体的な要望や提案としては、以下のようなものがあつた。（i）複数の公益目的事業区分を有している場合であっても、複数の公益目的事業全体を一本とみなして収支相償の判定を行うことはできないか。（ii）現行の「特定費用準備資金」以外に、公益目的事業に使用されることが確実な形での積立金として、「財政安定化資金」の設置を認め、当該資金へ繰り入れることにより収支相償を満たすものと判定することはできないか。（iii）事業年度ごとではなく、複数年の収支状況を対象に適合性を判断することはできないか。

（i）については、事業区分は、事業の目的等の相違により法人自らが設定した

³ 5年の移行期間の満了は平成25年11月末であり、当研究会の発足（平成25年8月）は、その満了前であつた。

⁴ ただし、法令・制度とはいえ運営の細目を定めているような場合もあり、また、当研究会が内閣府の下で検討を行うことを考え、公益認定等委員会又は内閣府が制定改廃の権限ないし責任を有している範囲、すなわち内閣府令レベル以下については、必要に応じて検討の視野に入れることとした。

⁵ 公益目的事業比率、収支相償、遊休財産額の保有の規制

ものであり、「受益者の範囲の拡大」という目的を達成するためには、事業区分ごとに収支相償が実現されていることを判定しているものと考えられるが、一方で法人からは運営の自由を過度に制限することになっていないかという意見もあり、検討を行った。

研究会の検討では、事業ごとに対象者が異なる場合、ある事業の対象者が他の事業の対象者が支払うべき費用を肩代わりし、過大な負担を負うことになる可能性があるなどの問題点が指摘された。また、事業区分は法人の申請で設定されており、合理的な理由があれば、法人が申請し委員会の認定を受けて公益目的事業の区分を統合することが可能であるため、収支相償の判定を事業の区分と異なる区分で適用する理由はないのではないか、との考えで概ね一致を見た。

(ii) については、法人側から、特に内容を限定せず公益目的事業費に充てる財産としての財政安定化資金を設けることができれば、災害等の不測の事態の際の公益事業のニーズにも対応でき、また剰余金の発生を抑制するための無駄な消費を防止する効果もあることから、保有したいとの要望もあり、検討を行った。

研究会の検討では、用途を特定しないままに剰余金を確実に公益目的事業に使用することをどのように担保できるのか、もしできないのならば税制優遇を受ける公益法人として適切か、運用によっては、収支相償の趣旨を完全に没却することとならないかなどが論点となった。結局、「内容を限定しない」とことと「公益目的事業費に充てること」の担保を両立させるための方策を見出すことは難しく、収支相償制度のすり抜けになることを払拭できないのではないか、とされた。

(iii) については、一般に公益目的事業は事業年度を単位として実施されるものであることから、認定法第14条に規定される費用と収入のバランス（「適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」という収支相償の判断も、事業年度単位で行うことが原則となる。しかしながら、法人側からは、単年度では偶発的事象により収支相償を満たせない場合があり、複数年度の実績で判定することが合理的であるとか、また、収支を相償させるために無駄な支出を行うなどモラルハザードが生じるといった意見もあり、検討を行った。

研究会の検討では、まず、仮に複数年度を対象に適合性を判断するとした場合には、途中年度で剰余金が発生しても、最終年度が終わるまで様子を見ることになるが、他方では、当該複数年度の終了までに確実に収支相償するようにする⁶ためには、途中段階で対応策の検討等を求めることが必要にならざるを得ないではないか、との指摘があった。一方、現在は、剰余金が発生した年度の翌年度に（すなわち、前事業年度の決算を行うタイミングで）その対応策の検討を求めているが、事業の拡大等の計画を立案するためには必要な予算の確保等のため一定の期間を要することから、困難な場合もある⁷。このため、法人に責任ある経営を求める観点からは、例えば、剰余金の生じた年度の翌年度に対応策検討のスケジュールの提出を求め、

⁶ 複数年度においてもなお収支相償を満たさない場合には、法人にとっても認定法違反の問題を免れ得ないから、当該期間内における収支均衡は確実なものである必要がある。

⁷ 法人においては、事業年度終了後3か月内に行う決算の確定時に剰余金の額を確定することになるが、その時点までに当該剰余金の次年度以降の発生見込みを見極め、その計画的な用途や解消方法を熟慮検討し、機関決定まで行うことは現実的に難しい場合があるとの指摘である。

当該年度又は次年度当初⁸に剰余金解消のための具体的な計画を機関決定して提出させるという案が検討された。この案については、制度の信頼性を損なうことはないか、どのようにすれば適正な運用のため必要な管理・監督ができるかなどの検証が必要であり、引き続き検討課題として議論を深めることとした。

（遊休財産規制）

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、当該事業年度における公益目的事業の実施費用の額の原則1年分を超えてはならないとされている（認定法第16条、第5条第9号等）。遊休財産規制についても、遊休財産の保有制限を緩和できないかとの要望が寄せられたため、運営上の改善事項がないか、検討を行った⁹。

研究会の検討では、要望の理由が、例えば単年度において諸事情により公益目的事業費が低くなってしまうことや期末時点において一時的に資金が多くなること¹⁰などであったため、必ずしも緩和が必要な理由には当たらないのではないかと考えられた。

② 財務諸表の様式に関する検討課題

平成20年会計基準において財務諸表の一部として位置付けられている貸借対照表の内訳表の作成や法人会計区分の必要性について、法人側からは、事務負担の割に必要性がどこまであるか理解できず疑問とする意見があった。

（貸借対照表の内訳表）

貸借対照表の内訳表については、公益認定等ガイドライン¹¹上、収益事業等から生じた利益のうち50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人については、内訳表において会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに区分して表示することとなっている。内訳表は、認定法第18条及び認定法施行規則¹²第24条に基づく繰入れが行われているか否かを判断する意味があるものであるが、そのために、法人にとって事務負担の大きい様式が必要なのかという意見があった。

これについて、研究会の検討では、小規模法人には事務処理の体制が盤石でないという事情はあるとはいえ、公益法人一般に関係する問題であり、また、財務諸表において公益目的事業財産を公益以外の事業に利用されないかをどのように検証するかという制度上の重要な問題にも関係するため、小規模法人に限定せずに引き続き整理・検討を行うこととした。

（正味財産増減計算書における法人会計区分）

正味財産増減計算書における法人会計区分については、認定法第15条に規定する公益目的事業比率の算定のために、同条第3号の「公益法人の運営に必要な経常的経費の額」を表示するものとして、平成20年基準上全ての法人に設けることを義務付けている。これについて、法人側からは、例えば、公益目的事業のみ実施する法

⁸ 具体的には、次年度の予算の策定に合わせて策定する等が考えられる

⁹ 遊休財産の限度額（事業支出の1年分）そのものは法定されている。

¹⁰ 例えば、会費納入時期が事業年度の末近くであるためなど法人の事情による場合

¹¹ 「公益認定等に関する運用について」（平成20年4月11日（平成25年1月23日最終改正）内閣府公益認定等委員会）。公益認定処分についての行政手続法第5条の定める審査基準に当たる。

¹² 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）

人については、法人会計区分を義務付けなくても、公益目的事業会計の中で同様の内容を表現できるのではないかという意見があった。加えて、収益事業等を行う法人についても義務付け廃止の検討対象とすべきではないかという意見もあった。

研究会での検討では、後者の意見については、当該法人に法人会計区分を義務付けないこととすると、法令上求められている収益事業等の利益の50%の公益目的事業費への繰入れが検証不可能になる（資料5）ため、適切ではないのではないかと考えられた。一方で、公益目的事業のみ実施する法人については、そうした事情はなく、また、対象を特に小規模な法人に限定する理由もないのではないかと考えられた。

しかし、この場合、法人会計区分の作成の義務付け廃止にあたり、管理費の財源（収益）をどのように考えるか、特に法人会計区分における剰余金をどのように取り扱うかが論点になり、実効性のある負担軽減策について引き続き検討することとなった。

③ 会計処理に関する検討課題

（重要性の原則）

平成20年会計基準では、重要性の乏しいものについて簡便な方法によることができるとする「重要性の原則」が規定されており、平成20年会計基準の注解1において適用例が掲げられている。そこで、小規模法人に対する負担軽減策について、既存の当該規定の活用ができないか検討を行った。また、「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月1日（平成25年2月22日最終改正）日本税理士連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）を参考とし、中小企業に特有な処理として措置された会計処理項目の中で、公益法人の特徴を踏まえ小規模法人に同様の措置を講ずることが可能なものがあるかについても、検討を行った。

研究会の検討では、小規模法人については、法人の事務体制も脆弱な場合が多いため、重要性の原則の定めに従って、「重要性」の有無を判断することが難しいことを考慮し、小規模法人の運営において比較的影響の少ない一定の項目については、一律に簡便な方法を認めることで概ね一致を見た。具体的には、①有価証券の評価について「満期保有目的の債券」については、償却原価法を適用しないことができるのではないかと、②「ファイナンスリース取引」については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのではないかと、③「税効果会計」は適用しないことができるのではないかと、④「財務諸表の注記」に関しては、継続事業の前提に関する注記、重要な後発事象等一部の記載を省略できるのではないかと、ということなどである。（3月27日研究会の結果を反映予定）

（事業費・管理費の配賦基準）

公益法人は、毎事業年度の事業費総額のうち公益目的事業の実施費用が50%以上でなければならない（認定法第15条及び第5条第8号）。この公益目的事業比率を算定するためには、事業費・管理費の配賦が必要となるため、例えば両者に共通する経費についても「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦」することとされている（認定法施行規則第19条）。公益認定等ガイドラインにおいても、それぞれに

含むことができる費目を例示するとともに、共通する費用を配賦する際の参考となる基準を示している。しかしながら、特に小規模法人においては、配賦する額が小さい割には、毎事業年度の決算で配賦根拠を自ら整理して適用すること自体に事務負担（及び果たしてどのような基準を用いれば「適正」に配賦したことになるのかという挙証責任に伴う負担感）が大きく、改善を求める実需が大きいと考えられたため、検討を行った。

研究会の検討では、小規模法人の過度の負担を軽減し、法人の「身の丈」に合った実行可能な方策を何らかの形で示せないかと議論した。具体案として、（i）事業費と管理費の割合として一定値を利用してよいことにする、（ii）管理費及び共通費用の費目を定め、後者について一定割合で配賦してよいことにする、（iii）共通費用の配賦割合について、申請時等に用いた割合を継続的に使用することを原則認め、「大きな状況変化」があった場合に、配賦割合を見直すこととするといった案が出された（資料6）。（i）については、公益目的事業比率が常に一定になり、その把握に問題があることから不適切、（ii）については、管理費の費目と共通費の含まれる費目の範囲を確定できないので、困難、（iii）については、配賦割合が一時的原因で大きく変動した場合、その数値が継続的に利用されることをどう排除するか、また「大きな状況変化」の明確な定義等の検討が必要なものの、多種多様な状況に置かれている公益法人において、比較的現実的な軽減策であるとして引き続き検討することとした。（3月27日研究会の結果を反映予定）

④ 「小規模法人」の対象範囲について

以上の諸課題のうち、主に③の会計処理に関する検討課題については、簡便な会計処理方法の対象とする事業規模の小さい法人の具体的な範囲をどのように考えるかが実務的に重要な問題となるため、検討に入った。

研究会では、収益、資産、寄附金・補助金の受領の有無等の定量的条件が検討された。また、併せて定性的な条件として、法人の自己規律の取組（例えば、自主的・自発的に情報開示をインターネットで行っている等）を重視すること等を条件とする案も出された。（3月27日研究会の結果を反映予定）

5. 今後の検討方針

研究会では、昨年8月の発足以来これまで、小規模法人の負担軽減策を優先的な検討課題として議論してきた。小規模法人といっても公益法人としての社会的責任を担うものであり、この検討は、小規模法人のため別途の会計基準を定めようとするものではなく、あくまで、現行の会計基準の趣旨を踏まえ、できる限り運用上の簡素化を図るものである。また、今後具体化した負担軽減策の適用にあたっては小規模法人といえども原則的な会計処理を行うことが望ましいことに御留意を願いたい。

今後の検討に当たっては、小規模法人に対象を限らず議論することとした制度運用の課題等については、委員会との連携の下引き続き議論を深めていくとともに、重要性の原則の適用等に関する技術的な課題については、実務面での検討を

更に進めることとする。

さらに、定期報告書類や個別の会計処理・表示の課題等の検討にも取り組むこととしているところである。

新公益法人制度については、平成 25 年 11 月末までの 5 年間の移行期間を経て、寄附の税制優遇を受ける特定公益増進法人は、旧公益法人制度時代の 862 法人から、約 9,400 法人と 10 倍超に上る見込みである。また、全公益法人の実施する公益目的事業費の総額は約 2 兆 5 千億円を超え、寄附金収入の総額は 2,200 億円に上っている¹³。我が国の経済を再生し、成長を持続的なものとするためには、「全ての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」」¹⁴が重要であり、公益活動の発展に対する期待は大きい。それに応えるためには、新公益法人制度の下で、国民の信頼を確保しながら、法人の公益活動の増進に資するよう、制度の定着と普及を図っていくことが求められる。公益法人の会計の在り方についても、寄附者を始めとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、新公益法人制度の普及促進の観点から、引き続き会計における課題の整理と対応策の検討を行っていく予定である。

これらの検討の結果については、現段階では、本年中を目途に取りまとめる予定としており、その後公益認定等委員会に報告・提出し、その審議を求めて、具体化と実施を目指すこととしたいと考えている。

¹³ 平成 24 年度の公益法人 5,494 法人の活動実績（事業報告等）による（資料 7）。活動実績の報告については、毎事業年度終了後 3 か月以内に行政庁へ提出することになっている。

¹⁴ 平成 25 年 4 月 19 日安倍内閣総理大臣「成長戦略スピーチ」より抜粋

公益法人会計基準適用についてのアンケート結果

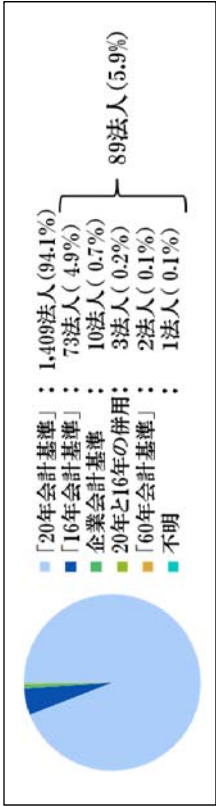
平成 25 年 9 月 20 日

I.概要

実施期間:平成 25 年 7 月 1 日(月)～7 月 16 日(火)
対象法人数:平成 25 年 6 月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済み(行政庁:内閣府)で、かつ、移行後の計算書類を作成したことのあると思われる法人 2,429 法人
(うち、公益社団法人 406、公益財団法人 1,004、一般社団法人 579、一般財団法人 440)
有効回答数:1,498 法人(61.7%)
(うち、公益社団法人 254、公益財団法人 634、一般社団法人 330、一般財団法人 280)

II.結果(項目 1～3については、平成 25 年 8 月 12 日の速報にて公表済み)

項目 1: 貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？

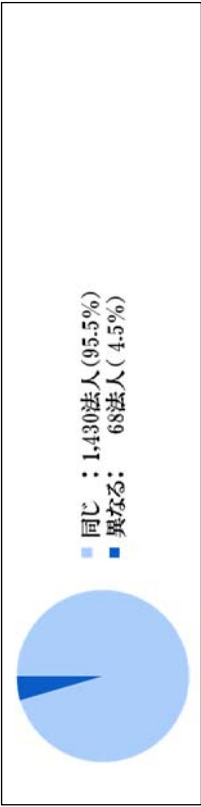


※20年会計基準以外を適用されている場合の理由(選択式・複数回答可。89法人が対象)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :39法人
- ・移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。 :25 法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :11法人
- ・20年会計基準が難しいため。 :10 法人
- ・経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分からない。 : 4法人
- ・その他(自由記載):25法人

一般社団法人において、むしろ説明が繁雑となり意味を見いだしせず、事務負担が増えるだけ／公益認定移行申請に続き、定期提出物の作成などにより、会計基準の変更まで手が回らなかった 等

項目 2: 理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？



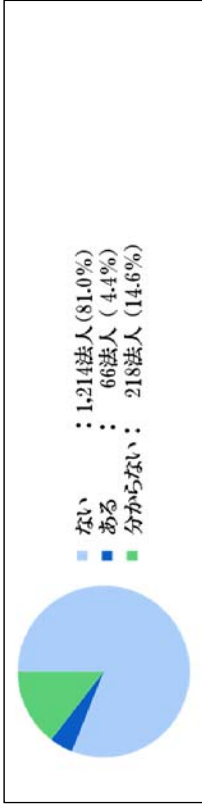
※「異なる」との回答をされている場合の理由(選択式・複数回答可。68法人が対象)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :18法人
- ・20年会計基準が難しいため。 :16法人
- ・移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短いため、従前から適用している16年会計基準を用いている。 :14 法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :7法人
- ・決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認会計士等に委託しており分からない。 :4法人
- ・その他(自由記載):39法人

事業との対応が16年基準のほうがわかりやすいため／高齢の会員も多く、従来から説明に使用している様式を変更することが難しい／厳密な独立採算を求められており、個々の事業収支を説明するうえでは事業ごとの財務諸表(収支計算書を含む。)を使用するほうが理解が得られやすいため 等

項目 3: 仮に、今後 1、2 年の間に、16 年会計基準や企業会計基準などから 20 年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

(※一般論として、1,498 法人が対象)



※支障があると回答されている場合の支障の内容(自由記載)

個々の成り立ちや事業の性質、税務上の取り扱い等で、民間企業と異なる特徴をもった法人が多い公益法人に、民間基準に準じた処理等を適用した場合、決算書自体がそもそも、わかりやすいものになるのか疑問／比較的人数で経理処理をしていることが想定されるため、過大な事務負担を強いることになる恐れ／小規模な法人のため資産分割していないが資産や費用を内訳表作成上分割しなければならぬ／公益法人会計システムのソフトは、商品数が少なく高価、理事会での会計報告の際になかなかご理解頂けない／煩雑である 等

項目4: (現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

※1,409法人が対象(自由記載)

→合計282法人(20.0%)が改善した方がよい点を回答

感想等を回答されたものを除き、問題提起された内容を整理すると以下のとおりである。

I. 会計基準の枠組みに関するご意見 (31 件)

○小規模法人の負担軽減

- ✓ 仕訳や会計区分間の資金融通等の仕方について明確なルールがないので、特に小規模法人にとって簡便な会計処理方法を具体的に示してほしい。(同旨 7 件)
- ✓ 公益法人について民間企業並みの損益会計が果たして必要なのだろうか。小規模法人については、簡便な会計基準による方法もあるのではないかと。(同旨 5 件)
- ✓ 正味財産に占める指定正味財産の比率の低い法人(たとえば 30%以下)や指定正味財産の金額が小さい法人(たとえば 5 億円以下)については、指定正味財産額を注記事項にする等により、正味財産を一般正味財産と指定正味財産に区分しない方法もあるのではないかと。キャッシュ・フロー計算書のみならず、法人規模に合わせた注記の適用除外等の簡便な表示を許容すべきではないか。
- ✓ 区分経理に伴い元帳や会計伝票数が増加し、事務負担が増加している。少人数で経理事務を行っている法人を考慮して、事務負担が軽減されるように改善してほしい。
- ✓ 事務局が一人の法人では、給与手当として実質的に本人の報酬等が開示されるのと同然になる。財務諸表での表示の仕方を検討していただきたい。

○会計と税務における表記の一本化

- ✓ 会計上の話と税務上の話で乖離している部分が散見される印象があるので、一本化されるといい。(同旨 1 件)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ 企業会計基準を適用するほうがよい。(同旨 5 件)
- ✓ 新規に設立した一般社団・財団法人には、準拠すべき会計基準が明確でない。明示されたい。
- ✓ 公益目的支出計画が完了した一般社団・財団法人も準拠すべき会計基準を明示、または会計基準を設定してほしい。
- ✓ 一般社団・財団法人が適用する会計基準について、一般社団・財団法人法施行規則第 21 条及び F A Q 問 VI-4-(1)又は(2)で示しているとおろし、「一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計慣行によること」が求められていること及び 20 年会計基準は、「一般社団・財団法人に義務付ける会計基準ではなく、法人の会計処理の利便に資するもの」の考えを踏襲して検討されること。
- ✓ 開示書類、理事会・評議員会説明書類等に 20 年基準の書式を使用しているが、病院事業等の管理には病院会計準則の形式での計算書、補助金での事業の報告には収支計算書を別途作成している。各事業を継続的に実施するには効率的な運営管理が必要だが、そのために必要な数値は 20 年基準による計算書では得られない。学会運営に整合した会計基準とするほうがよい(学会運営の法人からの記載)。

II. 財務基準に関するご意見 (73 件)

○区分経理関係

- ✓ 法人会計区分は不要ではないか。(同旨 13 件)
- ✓ 区分経理は必要なのではないか。(同旨 12 件)
- ✓ 流動資産の各預金についてまで、公益事業会計と法人会計に分けるのは、不可能ではないか。現金・預金の区分経理の効率的な管理方法を示されたい。(同旨 9 件)
- ✓ 公益目的事業(1つ)のみを行う法人の場合に、正味財産増減計算書内訳表等の必要性を感じない。簡便な方法を検討してほしい。(同旨 8 件)
- ✓ 認定法等と会計基準が混同しているが、貸借対照表内訳表の作成の意義を再検討してほしい。作成する場合には作成の方法を示してほしい。(同旨 6 件)
- ✓ 管理費の配賦作業が非常に煩雑である。配賦作業の簡素化の仕組みを示してほしい。(同旨 1 件)
- ✓ 正味財産計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の作成方法について、運用指針等

- ✓ 具体的に明示してほしい。具体的な仕訳方法等が明らかにされていない。
財務諸表の内訳表は主に公益目的支出計画のため（当財団の場合）にのみ作成されているため、必ずしも事業ごとの収益と損益の状況を客観的に示すものとなっていない。会計基準の中で内訳表の位置付けを明らかにすべきと思われる。会計区分ごとの資産管理は煩雑である。法人会計の財源を公益目的事業会計から充てられるよう、柔軟な制度にして頂きたい。寄付金募集にあたり、予め法人会計の割合を示すのは困難。

○収支相償関係

- ✓ 事業収入で運営をしている法人は、収支相償を厳格に適用した場合、将来事業運営が立ち行かなくなってしまうという危機感がある。（同旨 2 件）
- ✓ 年度によっては偶発的事象により収益が超過し、収支相償を満たせない場合がある。収支相償を数年間の実績で判定するなど、判定方法を柔軟化できないか。（同旨 1 件）
- ✓ 会計の目的は適正な期間損益計算にあるが、「収支相償」は会計処理に恣意性を介入させる温床となる可能性があるため、廃止すべき。

○公益目的事業比率関係

- ✓ 費用の配賦方法を簡素化してほしい。（同旨 5 件）
- ✓ 平成 20 年基準においては、事業費に「従来の管理費の一部」が加算されることになっている。議員会・理事会等の直接費用を除いた管理費を合理的な基準に基づき按分し、公益目的事業・収益事業に関する部分を事業費として計上することになるが、会計本来のディスクリージャーの観点からは法人の損益がわかりにくくなった。配賦について、具体的かつ明確な基準を示してほしい。

Ⅲ. 公益法人に特有な会計上の論点（Ⅱ. 以外）についてのご意見（71 件）

○有価証券の評価方法等関連

- ✓ 売買目的以外で時価評価している有価証券について「全部純資産直入法」や、取得価額のまま時価情報の注記という方法を認めてほしい。（同旨 4 件）
- ✓ 売却損益、償還損益の取り扱いにつき、評価損益等とは区分して表示するように検討してほしい。（同旨 1 件）
- ✓ 20 年会計基準に従って評価損益等にて当期経常増減額の調整を行っているが、外貨の換算差額等、会計基準上評価損益等に含まれるものとそうでないものの区分のベースにある基本的な考え方がよく理解できず、結果算出される評価前当期経常増減額についても説明等に苦慮している。公益認定の財務基準判定の基礎となるもので、詳細な解説がほしい。

○事業費・管理費科目関連

- ✓ 管理費の取扱要領について、科目ごとの具体的な取扱要領の例示を示してほしい。（同旨 1 件）勘定科目名が公益法人独自である。企業会計基準の一般的な勘定科目名と揃えた方がわかりやすいのではないか。（同旨 1 件）
- ✓ 勘定科目について、従来の事業形態科目に近い形（例：総会費、理事会費）にできないか。（同旨 1 件）
- ✓ 経常外増減の部の科目の利用内容の解説がほしい。
- ✓ 事業費と管理費の区別が曖昧であり、管理費総額の表示が困難。

○指定正味財産から一般正味財産への振替

- ✓ 指定正味財産の一般正味財産に振り替える際の勘定科目名にばらつきがある。統一性が必要ではないか。
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替という考えが分かりにくい。（振替処理をやめて、一般正味財産、指定正味財産内で完結できるような記帳に出来ないでしょうか。）

○財務諸表上の様式・勘定科目

- ✓ 財産目録の情報開示はどの程度必要か、記載内容を再検討してほしい。（同旨 2 件）
- ✓ 公益目的事業以外の事業を収益事業等と表示した場合、本来の収益事業と紛らわしいため混乱がある。収益事業等ではなく新しい表示文言を検討してほしい。
- ✓ 貸借対照表において正味財産の基本財産及び特定資産への充当額を（書きで表記しているが、別途、財務諸表に対する注記においてもその内訳を詳細に記載しており、重複しているため、貸借対照表における当該表記を廃止すべき。
- ✓ 一般財団法人は財務諸表の名称、科目等について企業会計と同じにすべき。
- ✓ 注記が分かり難い。
- ✓ 「財務諸表に対する注記」の「基本財産および特定資産の増減額ならびにその残高」について雛型が示されているが、その雛型の「当期増加額」や「当期減少額」欄には合計額を記載する扱いとなっており、内訳がわからない。情報開示の観点からは内訳を作成すべきではないか。

○正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表関係

- ✓ 資金ベースの資料のほうが分かりやすいと思います。（同旨 11 件）

- ✓ 理事会、総会時に20年会計基準で書類を示しても分かり難いとのこと指摘を受けて、16年会計基準から20年会計基準への移行3年程度、説明資料を別個に作成して説明をしていた。個々の事業が支出で追えるように考えてほしい。(同旨7件)
- ✓ 法人全体の各科目の合計が一覧できないため、正味財産増減内訳書で事業費と管理費を段違いにするのではなく、並列で表示する形式にして頂きたい。(同旨4件)
- ✓ 正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表は科目が同一であるので、重複感が強い。評議員会等において公益認定基準との関連で説明をする必要があるが、その説明には内訳表が至便である。「内訳表に計算書の内容をすべて具備させるため、計算書だけの項目である前年度実績とその増減を内訳表に追加記載した場合は計算書は作らなくてよい」こととしたらよい。(同旨4件)
- ✓ 予算書の名称について、「収支予算書」だと以前の資金収支予算書と誤解されやすいので、「損益予算書」或いは「正味財産増減予算書」のような名称に変更してほしい。(同旨3件)
- ✓ 財務諸表の様式に、税金(法人税住民税および事業税)の記載箇所が明示されていない。(同旨2件)
- ✓ 正味財産増減計算書で期首・期末の正味財産残高は不要ではないか。(同旨1件)
- ✓ 貸借対照表内訳表を作成しない場合、正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高については記載できないのではないか。(同旨1件)
- ✓ 法人会計の区分は不要。管理費は各事業区分に表示すべき。
- ✓ 正味財産増減計算内訳書は、表は大きい方が内容が空虚なため不評であり、また会員より見づらいという意見が多い。
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記で資金に関する情報を補足できないか。
- ✓ 予算基準が義務でなくなったのなら、収支予算書も義務化はやめてほしい。

IV. 定期報告書類等と会計の関係 (5件)

- ✓ 決算書類を定期提出書類に代替できないか。(同旨2件)
- ✓ 事業報告等に係る提出書類の軽減、または社員総会に用いている資料で、報告事項を補充できると事務の簡素化につながる。(同旨1件)

以上

いわゆる平成20年公益法人会計基準について (公法協の評価)

- 1 法制上の遵守基準と融合した精緻な会計基準
- 2 遵守基準を精査する立場の行政にとっては便利な会計基準
- 3 しかし、計算書類を作成する公益法人及びこれを閲覧する一般国民にとっては理解が容易ではない会計基準

2013/8/5

公益財団法人公益法人協会

1

(参考) 公法協ウェブアンケート (平成25年6月～7月実施)

質問9:公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっているが、同基準について、何らかの不都合がありますか。

- | | | |
|---------------|-----|-------|
| 1. 不都合は感じていない | 841 | 51.8% |
| 2. 不都合を感じている | 499 | 30.7% |
| 3. わからない | 283 | 17.4% |

発信先件数	6,710
回答件数	1,623

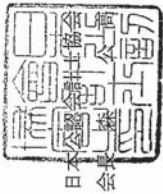
2013/8/5

公益財団法人公益法人協会

2

非営利 25 第 5 号
平成 25 年 7 月 12 日

内閣府公益認定等委員会
委員長 山下 徹 殿



公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）

「公益法人会計基準」（平成 20 年 12 月 1 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。）に関する課題について検討するための仕組み（体制）の整備を要望いたします。

1. 現状の課題

平成 20 年基準は、大小様々な規模、様々な事業を行う公益法人（公益社団・財団法人、移行法人、申請法人及び一般社団・財団法人。以下同じ。）が適用する一般的、標準的な基準であり、基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な根拠がないものの、国際的な動向、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされているところ です。

しかしながら、公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、資産除去債務に関する会計基準等の昨今の新しい会計基準の適用可否や、もし適用とした場合に企業と同じ考え方で良いのか等の疑問が現場から寄せられており、実務上混乱が生じております。

さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景として、制度的な要請が会計基準に反映されております。例えば、指定正味財産と一般正味財産の区分、会計区分間の資金移動、貸借対照表内訳表の作成要否など、会計理論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要があります。

2. 今回の要望

そのような状況の中、現行実務上の課題や環境変化に伴う新たな会計事象に対応できる仕組み（体制）が必要であり、個別の会計論点を検討していくための場を設け、関係者間で継続的に協議を行っていくことが望ましいと考えます。それに当たって、当協会としてもできる限り協力して参りたいと思っております。

なお、現状、平成 20 年基準のほか、「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日 公

益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成 16 年基準」という。）等を適用することも許容されており、平成 20 年基準が仮に改正された場合には、平成 16 年基準との違いが大きくなり、適用する会計基準が異なる法人間の比較が困難になる可能性があります。民間の公益活動を活性化し、法人の信頼性を高めるためには、寄付者等に対して財務情報を開示することが重要であり、各法人の活動状況を比較・実態把握するための有用な情報が提供されることにより、公益活動の促進につながると考えられます。

そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に過度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます。

3. 当協会の取組と協力をお願い

以上のとおり要望させていただきましたが、当協会では、公益法人会計だけの課題ではなく、非営利組織会計全体の課題として認識しております。「1. 現状の課題」で述べていただいた課題は、実務の混乱に対処すべく早急に検討する必要がある課題ではありますが、将来的には、非営利組織の活動目的、組織特性を踏まえた会計の基礎概念となるフレームワークが設定され、各非営利組織の会計基準設定主体が当該フレームワークを基礎として会計を整備していく仕組みの下、検討・対応されることが望ましいと考えます。

当協会では、非営利組織の会計の基本概念となるフレームワークを積極的に検討していきたいと考えており、本取組に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊤・㊦・㊨・㊩)
- ✓ 小規模法人の定義 (㊤・㊦・㊨・㊩)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (㊦)
- 議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊦)

○制度と会計基準の分離可能性 (㊤)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分 (必要性) (㊤・㊩)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊤・㊦・㊩)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊤・㊩)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊦・㊩)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (㊤・㊦・㊨)
- ✓ 公益目的事業比率 (㊤・㊩)
- ✓ 遊休財産規制 (㊤・㊦・㊨)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊤・㊦・㊩)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法（㊤・㊦）
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示（㊤・㊤・㊦）
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方（㊤・㊤・㊦）
- ✓ 他会計振替の考え方（㊤・㊤・㊦）
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応（㊤）
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方（㊤）
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性（㊦）
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記（㊤・㊦）

（優先順位 C）

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2) の控除対象財産と財務諸表の関係（㊤・㊤）
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係（㊤・㊤）

○会計基準の設定主体の在り方（㊤・㊤）

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化（㊦）

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊤：公益財団法人公益法人協会

㊤：日本公認会計士協会

㊤：委員

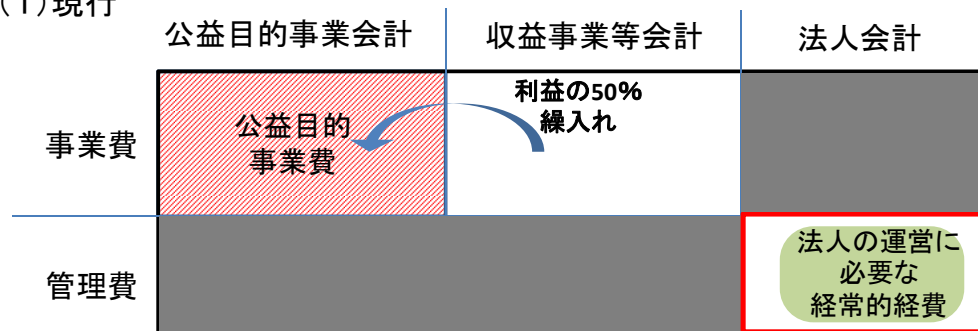
㊦：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位 B、C の事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。

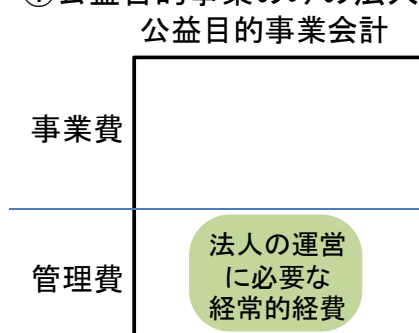
(1) 現行



(義務付けないことを検討)

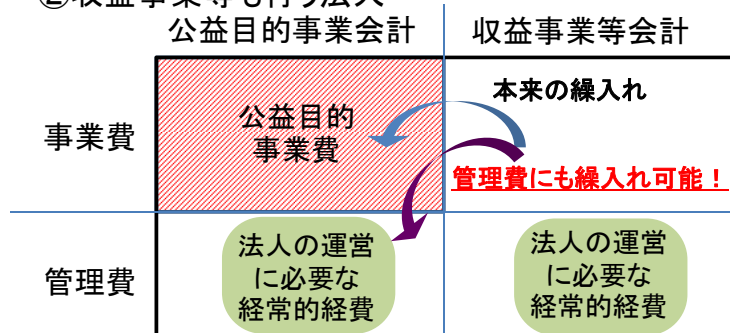
(2) 法人会計を設けない場合

① 公益目的事業のみの法人



➡ ○ 繰入れは不要

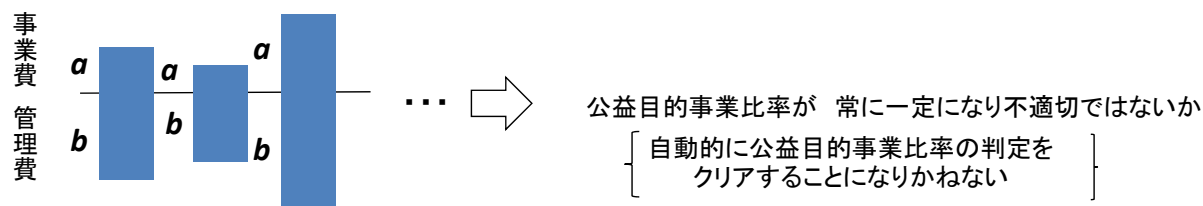
② 収益事業等も行う法人



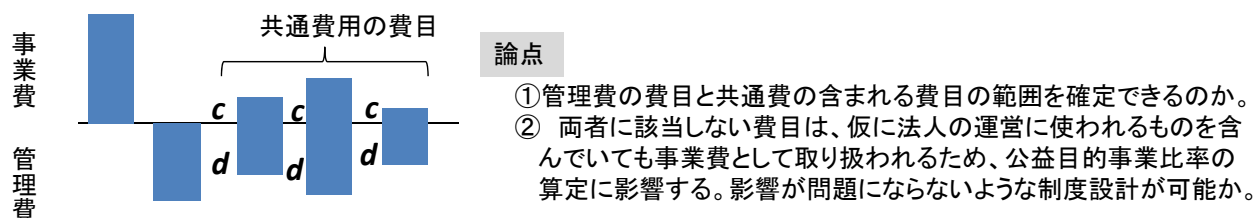
➡ × 事業費への繰入れか検証不能

小規模法人の事業費・管理費の配賦に係る検討

案1 法人は、事業費と管理費の割合として一定値を利用してよいことにする

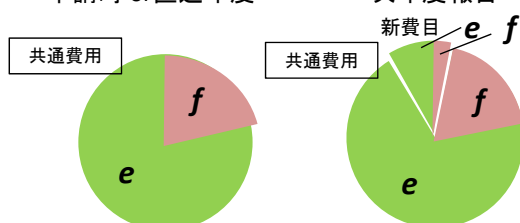


案2 管理費及び共通費用の費目を定め、法人は共通費用の費目について一定割合で配賦してよいことにする



案3 共通費用の配賦割合を申請時又は直近の年度に用いた割合を継続的に使用することを原則認め、「大きな状況変化」があった場合に、配賦割合を見直すこととする。

申請時 or 直近年度 ———> 次年度報告



論点

- ① 事業費・管理費・共通費用に区分するのは法人の自己判断
- ② 「大きな状況変化」について、法人の状況が多様多様のため、明確に定義できるか
- ③ 特別な事情があった年度に管理費・事業費の比率が一時的に変動する可能性がある。法人が利用しようとする割合が継続的に利用可能なことをどう担保するか

公益法人等の現況(平成24年度事業報告等の暫定集計)

資料7

本資料は、公益法人から行政庁(内閣府又は都道府県)に提出された平成24年度の活動実績(同年度中に事業年度を終了した法人の活動実績)を報告する定期提出書類(事業報告等)に基づき集計したものです。活動実績の報告については、1事業年度経過後3か月以内に行政庁へ提出することとなっています。

公益法人 5,494法人(内閣府 1,649(社団516・財団1,133)、都道府県3,845(社団1,836・財団2,009))

財務

※1 ()内は前年度(内閣府所管公益法人824法人(社団218・財団606))の数値(都道府県所管法人は前年度数値を把握していません。)

※2 四捨五入により、内訳の計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

行政庁・ 社団財団の別		寄附金収入(億円)			公益目的事業比率(%)			公益目的事業費(億円)			正味財産額(億円)		
		合計	平均値	中央値	合計	平均値	中央値	合計	平均値	中央値	合計	平均値	中央値
内閣府 1,649	社団 516	121.2 (117.1)	0.2 (0.5)	0.007 (0.008)	-	80.4 (79.4)	82.1 (80.2)	3,226.5 (1,269.8)	6.3 (5.8)	0.8 (0.9)	5081.8 (1,298.9)	9.9 (6.0)	0.9 (1.0)
	財団 1,133	1,333.7 (924.3)	1.2 (1.5)	0.08 (0.1)	-	84.5 (83.5)	87.0 (86.6)	6,554.7 (4,119.4)	5.8 (6.8)	0.9 (0.9)	44,303.6 (26,011.4)	39.3 (43.2)	9.2 (10.8)
都道府県 3,845	社団 1,836	21.3	0.01	0	-	85.2	95.2	4,542.6	2.5	1.1	2,776.8	1.5	0.3
	財団 2,009	722.1	0.4	0	-	84.9	87.4	11,533.1	5.8	0.8	30,084.0	15.1	3.6
合計 5,494		2198.4	0.4	0	-	84.5	87.9	25,856.9	4.7	0.9	82,246.2	15.1	1.7

寄附金収入総額は約2,198億円
内閣府所管法人は、
平成23年度 約1,041億円 → 24年度 約1,455億円
1.4倍に

2兆5,000億円を超える公益活動を実施
内閣府所管法人は、
平成23年度 約5,389億円 → 24年度 約9,781億円
1.8倍に

内閣府所管法人は、公益目的事業比率が上昇傾向
平均値 平成23年度 81.2% → 24年度 82.5%

新制度の下で公益の規模が着実に拡大

参考資料

- 公益法人の会計に関する諸課題の検討について（平成25年7月12日公益認定等委員会）
- 公益法人の会計に関する研究会 構成員名簿
- 公益法人の会計に関する研究会審議経過

公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成25年7月12日
公益認定等委員会

1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

（1）研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

（2）委員会との関係、検討プロセス等

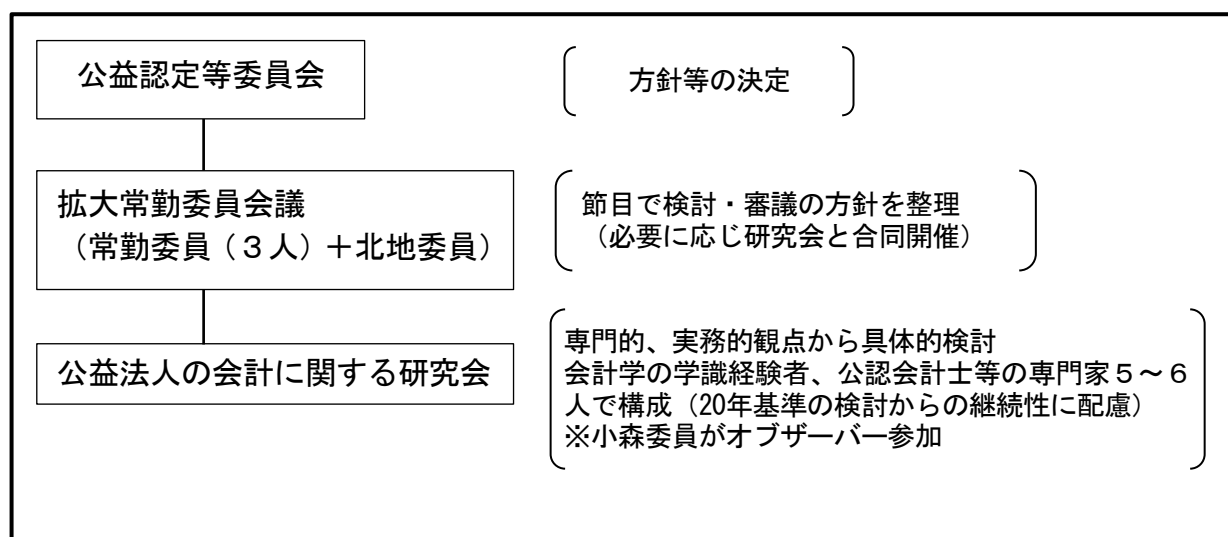
- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

（注2）3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
審議経過

第1回 平成25年8月5日（月）

- 研究会の運営について
- 公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
- 日本公認会計士協会からの意見聴取
- 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果（速報）
- 今後のスケジュール

第2回 平成25年9月19日（木）

- 公益認定等委員会委員からの意見
- 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
- 検討課題について

第3回 平成25年10月24日（木）

- 検討課題優先順位、スケジュールについて
- 他制度や海外での小規模法人の取扱い

第4回 平成25年11月18日（月）

- 小規模法人の負担軽減についてのヒアリング
 - ・（公益財団法人）国際医療技術財団
 - ・（公益社団法人）全日本断酒連盟
- 公益法人会計基準の適用の在り方
- 制度と会計基準の分離可能性についての意見交換

第5回 平成25年12月9日（月）

- 小規模法人の負担軽減策について

第6回 平成26年1月27日（月）

- 小規模法人の負担軽減策について

第7回 平成26年2月28日（金）

- 小規模法人の負担軽減策について
 - ・ 重要性の原則の適用項目の検討
 - ・ 事業費・管理費の算定方法
- 法人会計区分の義務付けの廃止に伴う収益の考え方
- 小規模法人の定義の検討
- 中間報告素案について

第8回 平成26年3月27日（木）

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊤・㊦・㊨・㊩)
- ✓ 小規模法人の定義 (㊤・㊦・㊨・㊩)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (㊦)
- 議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊦)

○制度と会計基準の分離可能性 (㊤)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分 (必要性) (㊤・㊩)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊤・㊦・㊩)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊤・㊩)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊦・㊩)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (㊤・㊦・㊨)
- ✓ 公益目的事業比率 (㊤・㊩)
- ✓ 遊休財産規制 (㊤・㊦・㊨)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊤・㊦・㊩)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法（㊤・㊦）
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示（㊤・㊤・㊦）
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方（㊤・㊤・㊦）
- ✓ 他会計振替の考え方（㊤・㊤・㊦）
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応（㊤）
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方（㊤）
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性（㊦）
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記（㊤・㊦）

（優先順位 C）

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2) の控除対象財産と財務諸表の関係（㊤・㊤）
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係（㊤・㊤）

○会計基準の設定主体の在り方（㊤・㊤）

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化（㊦）

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊤：公益財団法人公益法人協会

㊤：日本公認会計士協会

㊤：委員

㊦：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位 B、C の事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。